

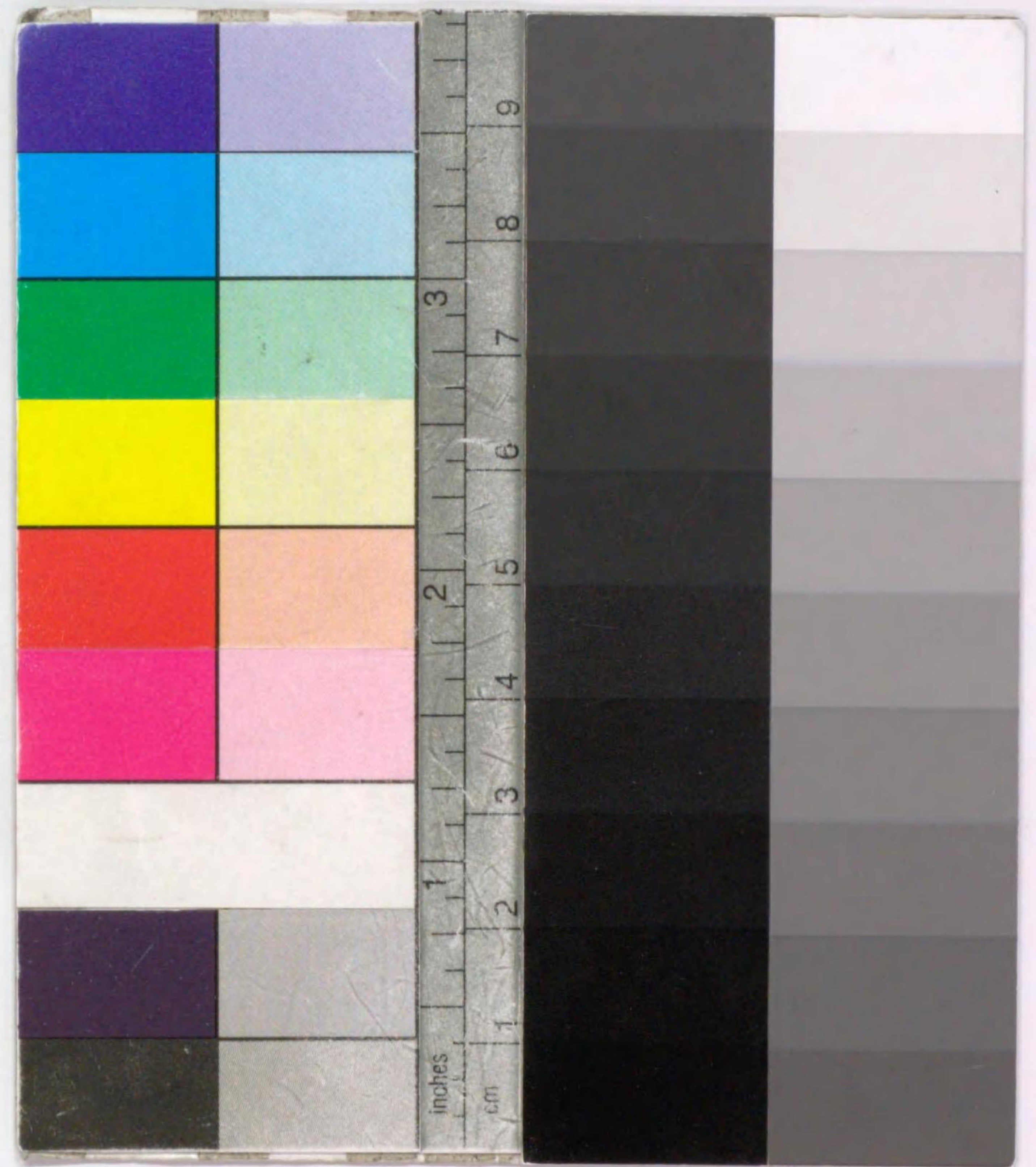
549

386

549-386-(2-3)



1200501507531



28. 2. 11

549-386



おんちの母の記

下巻

森田の心行



### 此見寺緣紀

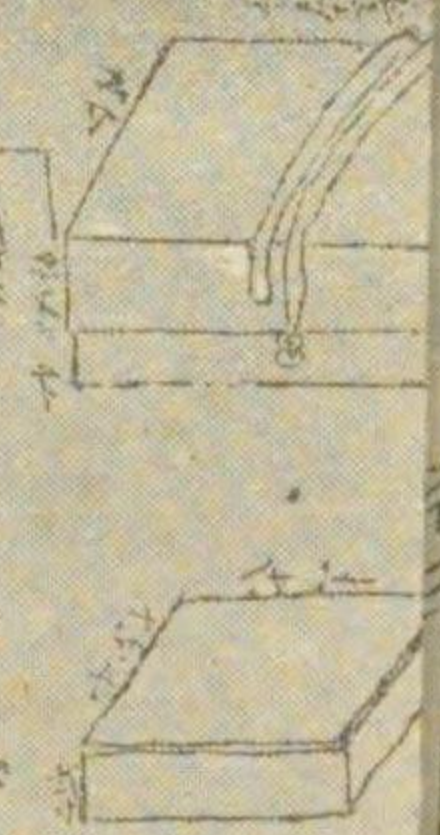
上意不違國辭應國命而不顧橫絕  
 之智漫書而曰達  
 上覽而容于堂之裡而要教後昆和其  
 末由未將謂天長地久國蒸民安矣  
 至祝至禱

牙時

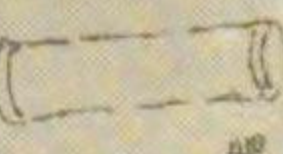
慶長十三曆戊申檢仲春廿又八日

建德寺法印快孫拜書

五字寺廟所之聖物



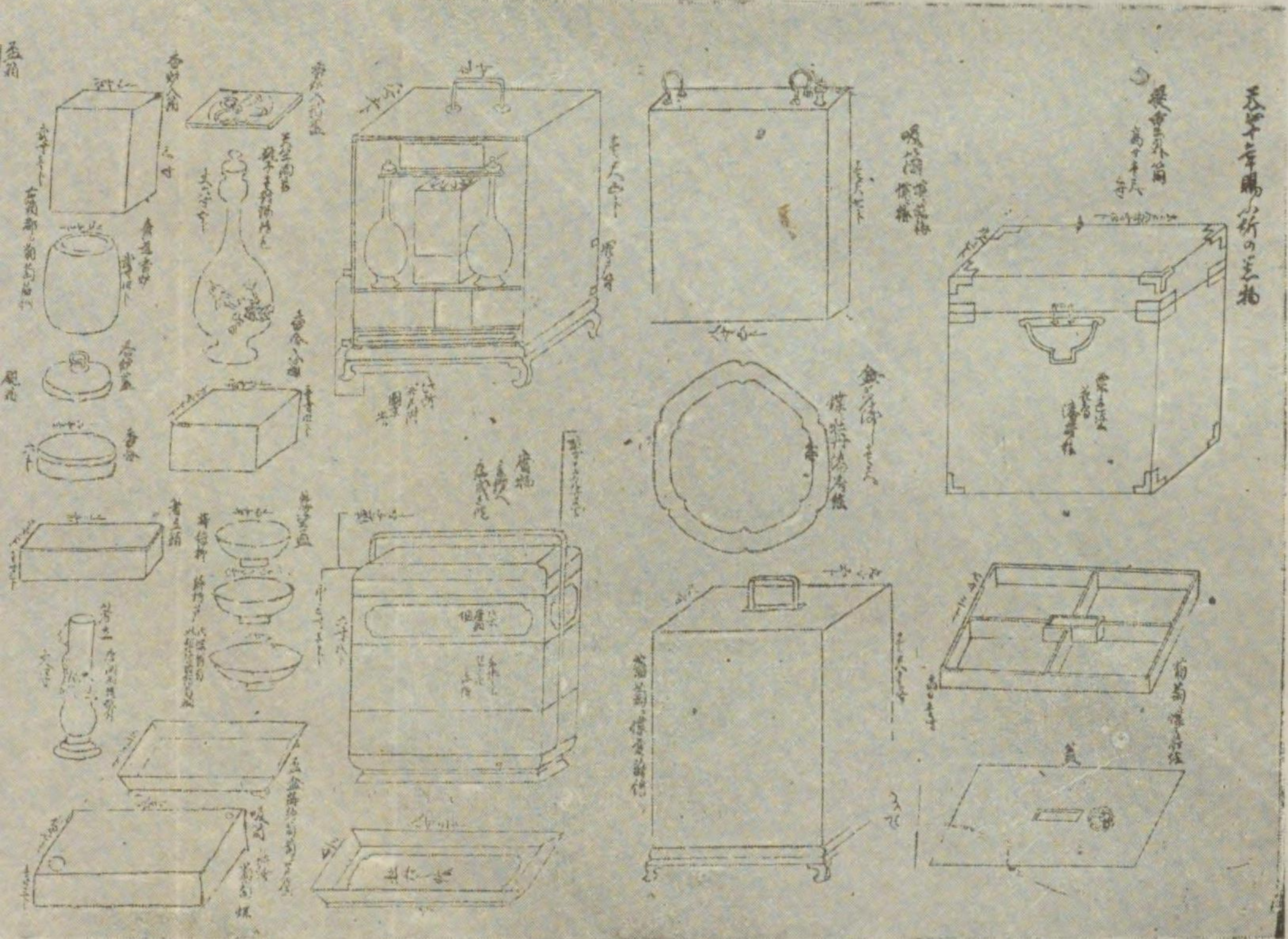
佛堂所用之木  
 慶長十三年五月廿八日  
 建德寺法印快孫拜書



此物之  
 寺記之  
 慶長十三年五月廿八日  
 建德寺法印快孫拜書

此見寺緣紀

支妙見大菩薩者蓋在剛盧遮那  
 佛面千百億劫迦牟尼佛前身也此故  
 於微塵刹土應物現形和光同塵之  
 悲願如亦之印月月之印亦而胡漢無  
 身礙愈應厥感而已乃至鎮護  
 國家和集萬民事厚如天之有  
 物似地之載物象苗大慈大悲之  
 願誰豈不瞻之仰乎哉茲今  
 源朝臣征夫大將軍家康公壯哉已未  
 信仰箇菩薩事造以香願沛轉香  
 而志所心欲無餘無闕矣竟入天下此家  
 權之內及正合於煙臺之外矣威雄振  
 十方聲價動寰宇共荷其命維新  
 而武運洪兵野老懷惠而猶曰到萬  
 甚可為君共子時  
 大將軍被移幕府駿陽城不逾月  
 直教箇菩薩從參河國內津山勸  
 請當山麓之巖創建一字之妙堂

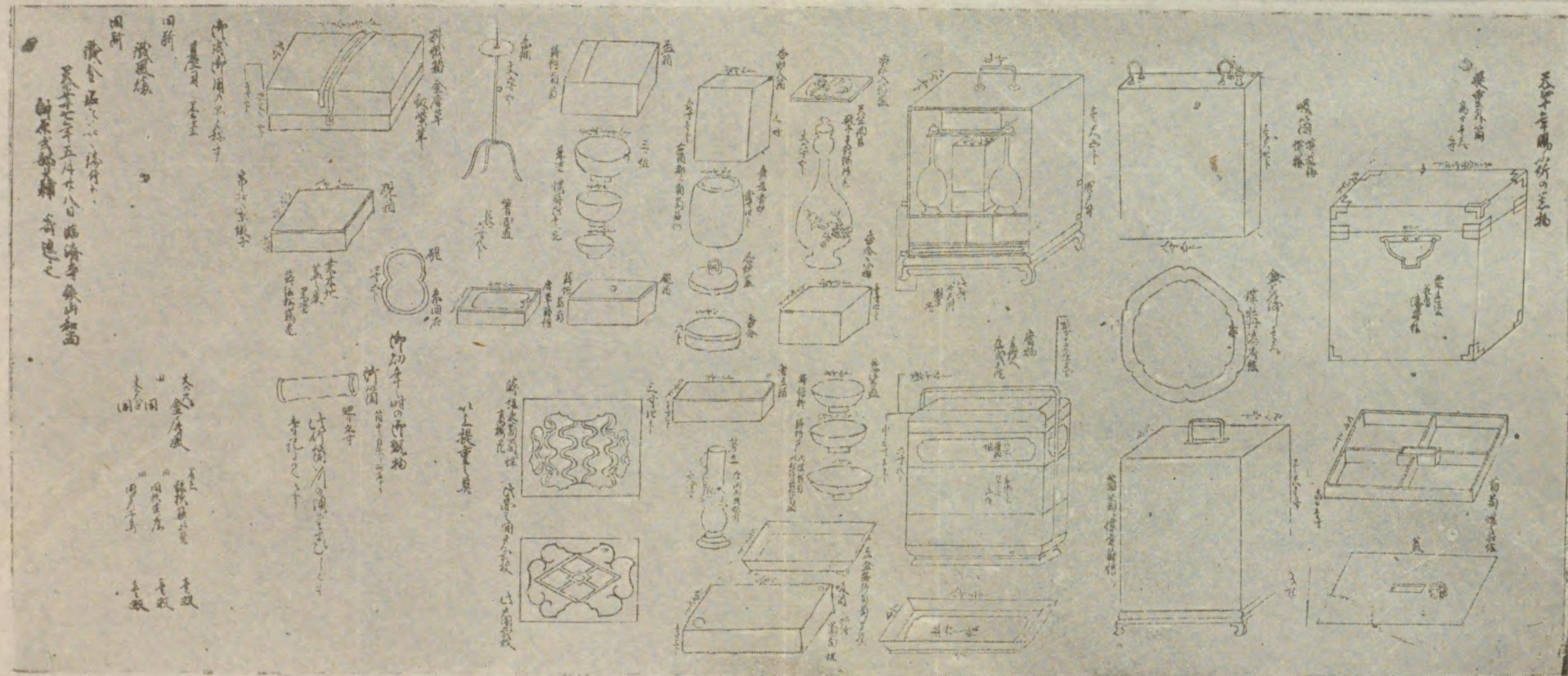


此見寺緣紀

交好見大菩薩者蓋在剛盧遮那  
 佛而千百億劫迎奉尼佛此身也此故  
 於微塵刹土應物現形和光同塵之  
 悲願如亦之印月月之印亦而胡漢無  
 身礙意應厥感而已乃至護護  
 國家和集萬民事厚如天之育  
 物似地之載物矣苗大慈大悲之  
 願誰豈不瞻之仰哉茲今  
 源朝臣征東大將軍家康公壯哉已未  
 信仰蘭若護事造以香願沛結香  
 而志於心欲無餘矣竟入天下於掌  
 握之內及正合於煙臺之外矣威雄振  
 十方聲價動寰宇矣苗其命維新  
 而武運洪兵野老懷惠而猶曰到萬  
 里可為君去于時  
 大將軍被移幕府駿陽城不逾月  
 直教蘭若薩從參河國內津山勸  
 請苗山麓之巖創建一字之妙堂  
 給而妙舍人苗菩薩之名字而改龍角  
 鼻而作如見山蓮彌寺於妙見寺矣  
 於此千官增崇敬萬民保寧矣唯  
 時慶長十三年二月廿八日奉建德寺之  
 僧某甲教快辨點眼開堂室而蒙緣  
 紀之  
 上竟不違國辭應國命而不顧機緣  
 之智漫書而百達  
 上覽而容字堂之裡而要教後昆和其  
 來由未將謂天長地久國蒸民安矣  
 至況至禱

于時  
 慶長十三年戊申稔仲春廿八日賞

建德寺法印快辨拜書



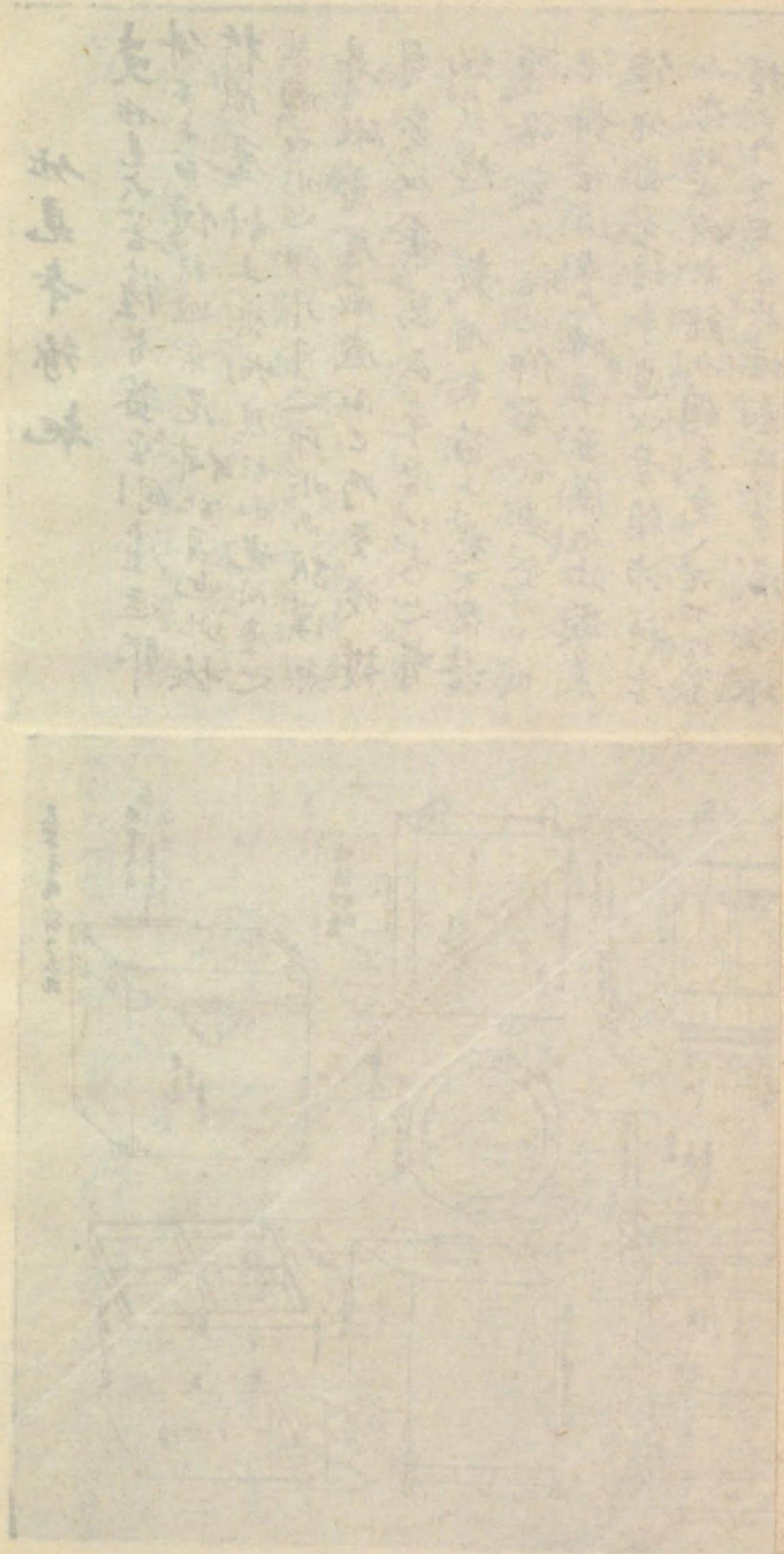
549-386

凡 例

- 一、本書は天保年中駿府町奉行たりし、加藤正行の著、ななりその記の巻の五、巻の六の二冊を纏めて下巻とした
- 一、本書中扉の文字及各巻の大小標題は、例に依つて何れも葵文庫本の文字をその儘使用した
- 一、文中カツコ内の標題は、見易きやうに、特に編者の附したものである
- 一、巻頭妙見社縁起の寫眞は、静岡市井の宮町飯塚傳太郎氏の所藏に係るもの、特に請ふて製版した、又臨濟寺什寶の繪は、葵文庫本に依つし複製したものである
- 一、斯くてななりその記は完結した、此際に於て著者加藤正行の閱歷を明かにし、卷末にその詳細なものとされた足立鉢太郎氏の苦心に對し深く敬意を表するものである。

編

者



# 名乎離曾の記目次

なをりその記卷之六

安倍郡

駿府薬園

(五郎左衛門組の事)

十分一藏

権現様堤と薩摩堤

鼓嶽

(御殿石の事)

臨濟寺

(雪齋長老の事)

(竹千代人質替の事)

(竹千代手習の間の事)

(勾當内侍奉書の事)

(四辻大納言副書の事)

(僧鐵山と千岩が事)

(手接の梅、手植の楊梅、みかへし松の事)

(二度の兵火の事)



福田寺.....九  
 (器物、翫物の事)  
 (丸山の僧徳陽軒の事)  
 (家康詠歌の事)  
 (流れの井の事)  
 國分寺.....一〇  
 (行基作銅佛の事)  
 (僧覺雄が事)  
 (宰相、中將、少將もがさなやむ事)  
 長善寺.....一一  
 立陽院.....一一  
 (天海僧正ま玄陽坊の事)  
 淨功院.....一二  
 (一照院殿追福の事)  
 (蓮隨和尚が事)  
 瑞龍寺.....一三  
 (御臺所駿河御前の事)  
 貴庵寺.....一四  
 増善寺.....一五  
 (住持竹千代を面責の事)  
 (竹千代密かに三河へ還る事)

結成寺.....一六  
 (家康、遊び敵の爲に碑を建る事)  
 不動院.....一七  
 (猿子の瀧の事)  
 (鐘銘の事)  
 建穂寺.....一九  
 (學頭衆徒廿一坊の事)  
 (廿日會の稚兒の事)  
 (妙見社縁起の事)  
 (僧宥空が事)  
 國分天神.....二一  
 籠ヶ鼻妙見社.....二二  
 (快辨法印開堂の事)  
 松留の石切場.....二三  
 入島梅島.....二三  
 (黄金採堀の事)  
 足久保の御茶小屋.....二六  
 駿府築城の瓦工.....二七  
 井宮の瓜猷上.....二七  
 門屋の惣左衛門.....二七  
 (家康、鼓嶽鹿狩の事)

朝倉、海野由緒……………二六  
(御茶壺の手形の事)  
 遠藤新田……………三六  
(武田の遺臣五郎太夫が事)

名乎離曾廻記卷之七

益津郡……………四一  
 日本坂……………四一  
 旗掛、鞍掛、駒繫……………四一  
 濱當目……………四二  
 當目合戦……………四三  
(家康洞にて危難をのがるゝ事)  
 田中城……………四六  
(一色左衛門長政が事)  
(大井川礫合戦の事)  
(歴代城主の事)  
 藤枝御殿小路……………五一  
 白子町……………五一  
(小川、内田由緒の事)

馬 上 水……………五三  
 弘 德 寺……………五四  
 蓮 生 寺……………五四  
(はさうち川の事)  
 焼津入江大明神……………五五  
(御成御門の事)  
 石川新三郎……………五五  
 井伊直孝の母……………五六  
(松村、山川、杉崎の事)  
 川守藤兵衛……………五七  
 白子の次郎左衛門……………五七  
 藤枝の櫻井……………五八  
 郡の池端……………六一  
 山西の大工棟梁……………六一  
 勝知喜繩手……………六二  
 志太郡……………六三  
 洞雲寺……………六三  
(美濃の大きき手に入る事)  
 高根權現……………六四  
(遠藤式部が遠祖の事)

志太の八幡.....六五

五十海の藤八.....六五

倉田の三郎左衛門.....六六

大久保の彦左衛門.....六六

（御紋附玉薬入の事）

一色の御百姓家.....六九

石津の熊右衛門.....七〇

庵原郡.....七〇

保蟹寺.....七〇

江淨寺.....七一

（信康の墓の事）

一乗寺.....七二

（僧宗咄が事）

大乘寺.....七二

（御説の松の事）

清見寺.....七三

（大輝長老の事）

（家康眞筆の能組の事）

（虎石、亀石、牛石の事）

（御柿所と臥龍梅の事）

（仙岳支英追福の事）

蜂谷八幡.....七三

瀨名の源右衛門.....七三

（家康、大ふぐりを這はする事）

（家康非人に腹立の事）

山切の市右衛門.....七六

江尻の本陣.....七六

由比の本陣.....七六

富士郡.....七六

長貫の長兵衛.....七六

人穴の赤地.....七八

厚原の植松.....七八

善徳寺.....八〇

加藤正行.....八五

名乎離曾の記の著者加藤正行に就きて足立鞆太郎.....八七

おちろの記 六

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "おちろの記" and the number "六".

千代田の記

安部郡

【駿府の薬園】

官内村といふ村に御薬園あり 惣坪數四千  
百十三坪 此御薬園、駿府町奉行所の

古記、享保十一年に開くよし見ゆ、又新風土記には、往古より薬樹を植玉ひし所なるか、享保  
年中公の仰ありてこの園を弘め、多くの薬樹を植、夫より御武具奉行の沙汰する所となりたる  
よしを記せり、兩説いつれか是なるを知らねど、恐らくは神祖の國府にいませし時より薬草な  
ど植玉ひし所にもあるべきか、その故は又新風土記に、昔此園を守りし者を御樹木守五郎左衛  
門と云、その地明屋敷の高入となりて、是を五郎左衛門組と云たりしが、享保年中この園を廣

めんが爲に、明屋敷の高十石九斗八升八合、御用地として彼の五郎左衛門が宅も引移らしめた  
るよしを記せり、然らば古よりありしといふもひがことにあらざるべきか、此御薬園に植る所  
の草木左の如し

唐船 持渡使君子、同福 草菓、同 草豆冠、朝鮮延胡索、唐船 持渡貝母、津附子、甲 甘草、唐船 持渡黃芩、同 吳茱萸、同 肉桂、同 烏藥、阿蘭 ホシホロモンズ、朝鮮 山茶萸、江 和木香、唐船 持渡補骨脂、同 白朮、同 小石川 蒼朮、長崎唐寺ニ有 摩朮殼、砂糖黍、江 大青、小石川 御藥園 藜本、薩 摩 薑香、唐船 持渡枳殼、同 無夷樹、南 江 大青、渡杭州烏藥、府馬兜鈴、大村河内 守差上種唐芋、江 和吳茱萸、零餘子、人參、薄荷、天門冬、地黄、縮砂、蓮 當歸、巴天戟、苦參、苧麻、黃蜀葵、和防風、黃蓮 三葵、知母、細辛、柴胡、杜衡、川芳、烏白木、和黃蘗、山梔子、金櫻子、桑、合歡、桃、杜仲、大棗、厚朴、唐土茯苓、黃蓍、真五味子、唐覆盆子、大葉麥門冬、升麻、真升麻、丸 葉升麻、白山芍藥、赤山芍藥、商陸、百合、山慈姑、龍膽、蘭、五葉覆、續斷、冬葵子、大 葉車前、茴香、續隨子、蓖麻子、蒼耳、葦草、天南星、半夏、蘿藦、茜草、射干、蘿勒、芭 蕉、白大戟、唐防己、甘遂、和麻黃、白芷、地榆、唐酸棗、蔓荊、榧榿、唐胡麻、海松、油 桐、楮、草烏頭、唐大黃、山查子、辛夷、三七、白前、青葙子、馬鞭草、羊乳根、前胡、澤 瀉、ヘンルウタ、木瓜、側白

【十分一藏】 井宮村と安西五丁目とに、十分一御藏と稱して御材木藏あり、井宮村上 稱し安西五丁目 下十分一さいふ 安倍藁科の山中より伐出す竹木の類ひ、此所にて十分一の抽税を收納す、よつ てその貢する竹木を此御藏に收め、府の御城御修理の料となる也

【權現樣堤と薩摩堤】

籠が鼻妙見山の麓より、有渡郡中野新田にいたる堤あり 駿府舊圖に堤高さ三間敷拾二 間にして長さ二千百餘間と有 ある書に、此堤は大名衆の公役とし、廿八尺あるは二間ばかりの大 石を土中につきこめて築たる所にて、此堤出來たりし後、國府の市中へ流水の入ことなしと也 依てその恩澤の深きを感じ奉り、むかしはこの堤を俚俗權現樣堤といひしよし、又此堤は慶長 の比、安倍川の水を今の瀬に流さんが爲に築く所にして、川そひの方石の面三四尺なる大石を 積て、府の御城の圍とせしよし新風土記にいへり、又この石の面に島津家の紋を刻めるあり、 こは島津家の公役として築く所なりといふ、今俚俗此堤を薩摩堤ともいへり、府の御城の石垣 にも紋所やうのものを刻める石彫し、是も公役の諸侯の印ともいひ、又さにはあらず、國々よ り出す所の石切場の印とも云り

【鼓嶽】

門屋村と云所に、鼓嶽とて龍爪山といふ山につきて大なる山あり、此山の半は に俚俗鼓平とよぶ所、慶長の比神祖の鹿狩をなし玉ひし時の御陣場となりし所といふ、此所左 りを大鼓、右を小鼓といひて山畑なり、此鼓平より少し麓の方に御殿場と唱ふ所あり、そこに 御殿石とて、高さ前のかた二丈五六尺、後ろのかた七八尺斗りにして、上の平なる所、むかし は六尺四方ほどもありしが、今は三四尺はかりになりしといふ大石あり、此あたり御本陣なり しよし言傳ふとぞ、此村の長のいへり

【臨濟寺】

大岩村と云村に大龍山臨濟寺といふ寺あり寺領御朱印高百石 洛陽妙心寺の末也この寺、後奈良院

のおほんとき、みことのりによつて創造なり、然るに天文十七年寺記十七年とあり恐らく十八年の誤なるべし今川義元の命によりて、臨濟寺雪齋長老雪齋初め名を菊よべり、父は庵原氏母は興津氏也、雪齋いさけなかりの事十八年なり、斯て氏親の三男、わらは名を芳よべり、洛陽の護國院常庵宗長老に隨ひ仕ふが、此わらはを輔べきの人なりしかば、氏親京師より菊をよびさりて、芳をたすけしむ、その後崇長老此國に來りて寓居せしかば、芳此人によりてかざりをおろし、芳がおぼの住ける小川の舊宅を修補し、善得院と號し、爰に居けるが、終に氏輝の國を譲り受て、今川治部大輔義元と稱す、この時善得寺、善得院のふた所を菊に與へしかば、菊善得院をあらためて大龍山臨濟寺と稱し、氏輝軍勢ひきひて織田彈正忠の弟三郎五郎の楯籠りし西三河なる安祥の城をとり圍て、彈正忠が方へ三郎五郎とのを助け參らせたくば、熱田におはす、竹千代君をこなたへ渡されよ、さあらば人質替になすべきとのよしをいひやりて、終に竹千代君を取かへし奉り、雪齋長老御供し、駿河の國府につれ參らせ

此事諸書に説々あれど、御讀書はた御手習などをしへ參らせしと也、按ずるに、竹千代君國府に爰には寺傳のまゝに記す、おはしませし時、華陽院の住僧知短和尚臨本を奉り、かの寺にて御手習し玉ひし事、華陽院の寺傳にいへり、然るに臨濟寺にて御手習し玉ひしよし、よて其故を尋るに、竹千代君宮ヶ崎におはしませし時、臨濟寺へ通ひ玉ひ、御讀書御手習などなし玉ひしよし此寺の僧のいへり、然らば、はじめ雪齋長老に文筆の道を學び玉ひ、後知短和尚に學び玉ひしなるべし、雪齋は弘治元年壬四月十日遷化也か、りしかば、神祖

此寺の事をは殊更におぼし召れ、雪齋長老遷化の後、寶珠護國禪師の勅號の下りしも、長老一かたならぬ忠勤のありし故とぞ聞えたる、又天正十年の春、神祖武田家の砦を攻玉ひし時、此寺再建の御願を立られて、堂舎を燒賜ひしが、その時の御軍に勝玉ひしかば、まづしばしが爲

とて、假に小屋を作らせ御朱印の制札を賜ふ下に出す制札の文然るに此寺勅願所たるの故をもて、同じ

き八月、正親町の院より神祖へ此寺再建すべしとのみことのりによりて、句當内侍より奉書を參らせ、四辻大納言よりも副書を參らす奉書及び副書當時の住持なりし東谷和尚へもおなじ事の繪旨を下し賜ふ、かの奉書副書も末の世に至りてこの寺の堂舎の修理を公よりなし賜はらん

の證となすべしとて、いつの比にか此寺に賜ふよしにて、今に奉書、添狀、繪旨ともに此寺の什寶としてひめ置り、同じき十二月廿三日寺領千石を賜ふべきの仰ありしが、其時の住持鐵山と申たる僧のひたすらに辭し參らせしかば、さらば納所へとて、寺領百貫文賜ひ、鐵山へは寺領のかはりにとて、神祖の御物好にて三國の器物をとりあつめたまひたる提重に、神祖のいはけなかりし時、御手習の調度なりし御硯箱及び御料紙箱そへて賜ふ、今に寺寶として存せり、

斯て後同じき十五年假に此寺の堂舎を建賜、しかして慶長七年十二月に寺領百石ならびに境内山林、竹木、諸役免許の御朱印を住持の千岩に賜ふ、又慶長年中此寺の堂舎を修理し玉ふ、は

たさいつころ常修院、林泉庵、也足軒と云塔頭三舎を建玉ひしが、神祖此寺にならせ玉ふに、所せくありしかば、寶慶院、徳雲院の二院を建加へられ、塔頭五宇になし玉ひしと也此寺の塔頭、往昔は九院にて未寺と稱する寺、駿遠の兩國にて三百十あま又此寺の方丈の庭に神祖みつから接玉ひしりなりしが、今は塔頭末寺を合せて八十ヶ寺といへり

といふ梅一もとあり、その故を問に、いつの比にかありし、神祖西湖の梅の核をもちしより

もとの玉ひて、さだかにはあらねど、府のおほん城のうちにその核をうゑ玉ひしが、終に生出しかば、或時神祖かの梅のしなゑを、いさゝか剪せられ、御供の人にもたらせて、此寺にならせ玉ひ、方丈の庭なる岩石の間にをのつから生出たる梅の木に、神祖おほん自らかのしなゑを接玉ひよし寺僧の物語なり、また此庭の左のかたなる山のなかばに神祖手づから植玉ひしといふ楊梅二木あり、是なん神祖のいはなけなかりしころ、此寺に渡り玉ひ、ふみ學びなどなし玉ひし時植玉ひし由、これもまた寺僧の物語なり、又ある時神祖この寺にならせ玉ひしか、御かへるさに惣門のかたへに生たる松をめでさせ玉ひて、かへり見給ひしより、見かへしの松と稱し近きころまで榮へたりしが、寛政三年の秋、いとあらし風の吹たりしが、その時この松もたをれふして終に枯くちしとて、今はあらざる也、さはあれど、今も惣門の傍に古松二もとあり、此ふた木の間に見かへしの松ばありといふ、猶そのありし所を後の世までしらしめむが爲に、この二木の松をばいたく伐事をいましめ置といへり、又そのかみ鐵山和尚の住持たりし比、御成の間、御手習の間を、むかしのまゝにて賜ひたるとて、今猶存せり、しかるにあまたの年をへしまゝに、いたくあれたりとて、近きころ修理せし由にて、大方古色を失へり、まことに惜むべき事になんありける、されと御手習の間の天井と櫛形の窓とは、猶當時のまゝなりといへり、按ずるに神祖の御城にまじし比、あまた、び此寺にならせ玉ひし由なれば、御成の間は

さもあるべけれど、おほん手習に通ひ玉ひしは雪齋長老の世にありし頃の事なり、長老みまかりての後、此寺二度の兵火にあふ、さあれば御手習の間の今に存すべくもあらず此二度の兵火の事、一度は善得寺の僧宗果が記たる天正十五年の十月寶珠護國禪師三十三回忌香誥の序文にいはく、(上略)永祿十一年戊辰十二月十三日、武田信玄入道競望本郡無故以數萬甲兵亂入、氏眞西走、甲人之一炬國中焦土矣、唯餘本寺者兩三月翌年二月本寺亦罹乎兵火洪兄出奔、遠客豆相之滄海也云々(下略)又一度は前にいへるごま、神祖燒玉ふ、かる二度の兵火に御手習の間のまぬかれしこま古記に見えざる也 かつは御手習の間の天井に、丸龍を畫けり丸龍古法眼元信の筆といへ、左にはあらず、凡筆也 かれこれをもて考ふるに、寺僧は

二度の兵火にまぬかれしところといへど、恐らくは内佛などを安置したりし所にもあるべきか又寺僧のいへるに、昔の寺のありしは、今の門の前なりしが、中古のころ今の地に移して跡をば田になしたりといふ此事前注に出す香誥の序文に依て考ふるに寺を今の地に移したるは雪齋長老の世にありしころの事也 又慶長十四年、黄金千三百七十兩と、檜木一萬七百五十挺とを賜ふ、又元和二年二月十七日、神祖大政大臣に昇進し玉ひし時、勅使として廣橋大納言兼勝卿、三條大納言實條卿、國府に來る、其時かの兩卿この寺を旅館となすべきの仰ありて、堂舎を修理し玉ひし由寺記に見えたり、天正十年賜ふ所の制札の文左の如し

林際寺僧衆對朱印相出之上當軍勢甲乙人等

天正十年三月二日 本田庄左衛門奉之

聊以不可異儀若於此旨違背之輩者速可加成

御朱印

敗者也仍如件

勾當内侍奉書



猶とうこくをしやうより申され  
 するかの國りんさい寺の事せんこうのち  
 よくくはんしよ、しさひある事候ま、こ  
 のたひきつとさいこう候やうに申つけら  
 れ候はゞ、べつしてよろこひ覺しめし候  
 はんするよし申たゞ、かしく  
 とく川左京大ふとのへ

四辻大納言公遠卿添狀

雖未申通候令啓仰駿州臨濟寺之事、先皇  
 様勅願寺異于他靈場候、(編者曰、此間臨  
 濟寺本に下の一句あり、一先年武田入國  
 之刻伽藍炎上候間)則被仰出再興之、然者  
 春中又炎上由候間、建立之儀貴殿へ御奉  
 書候間東國和尚へ親王様被成御筆候其國

正親町天皇繪旨

勅願寺限一ヶ寺事候間、僧衆堪忍等萬端  
 馳走候者彌可爲武運長基候、猶如雪齋本  
 田作左衛門尉兩人へ申候可有傳達候  
 八月三日  
 德河殿  
 公遠  
 恐々謹言

大龍山臨濟寺者爲 後奈良院勅題所本光  
 國師開山護國禪師創建也近年伽藍罹干兵  
 火命國司漸可企再興者也

八月四日  
 東谷和尚禪室  
 御判

天正十年賜ふ所の器物(口繪參照)

【福田寺】

大岩村といふ村の小地名丸山といふ所に、福田寺といへる寺あり 寺領御朱印 高八石、除  
地五反六畝、時宗にし慶長四年(月はいつさもしれず、但寺傳慶長四己亥年といへ、神祖鷹狩にならせ玉  
て府の安西寺の末なり、月はいつさもしれず、但寺傳慶長四己亥年といへ、神祖鷹狩にならせ玉  
ひし時、此所にいらせ玉ひ、すこし小高き所にて御茶などまいり玉ひ、御供に召具せられし後  
藤光次をおまへに召れて、近きあたりの山々の名を問せ玉ひしかば、光次かしこまりて、まつ  
南は八幡山、東は清水愛宕山などをはじめにて、見渡しの地名をいとこまやかに聞え奉りしか  
ば、神祖きこしめされて、其時の御説に此所のおもむき大方洛陽の丸山に似たり、然らば此處  
に京の丸山を移すべきとの仰ありければ、光次仰を承りて、此所に一字を草創し、則平安城丸  
山の僧徳陽軒といへるを都よりよび下し、住持となしたりとぞ、當時の寺は今の寺の前なる田  
つらにありし由也、その寺の後の、少し小高き所に行殿を造らせられ、今茲寺のある所行殿の跡さいへり 明る年  
の九月十三日、神祖此寺にならせ玉ひけるに、寺の後ろの方なる山の麓より、いときよらなる  
清水の湧出たるを御覽せられ、いたくめでさせ玉ふて

松高き丸山寺のなかれの井いくとせすめる秋の夜の月

といふ和歌を詠玉ひ、光次をして懷紙に書つけさせ玉へり 此懷紙表装し、此寺のこのおほん歌に 什寶さし今に存せり

よりて、山號を秋月山と稱するといふ、又鎮守の辨財天は、神祖の寄附し玉ふ處といへど、口  
 傳へのみにてさだかならず、また前にいへる流れの井今はいたくあれはて、苔の下水僅に流

れ出るのみにて口おしきさまなれど、逢坂の關の清水などやうに、今の世にいかめしう石もてかこへるには、何ばかりかまさる心地ぞしたる

【國分寺】

北安東村といふ村に、龍池山此山號堂の後ろに昔大池のありしを以名付と云

泉動院泉動院は淺間社供僧の名なりと云

國分寺と云寺あり寺領御朱印高八石、眞宗にして高野山無量光院の末寺也

此寺の本尊藥師如來は、聖武帝のおほんとき、行

基の作りたるといふ、丈六の銅佛なり、神祖このほそんを深く信し玉ひしまゝに、そのかみの住持なりし覺雄と申せし僧に、秋元但馬守をして寺産八石の御朱印をたまひ、並に淺間社供僧領として、淺間社領の内大岩村といふ所にて六石あまりの配分を賜ひしとぞ、此寺昔より淺間社の別當たるをもて、當時淺間社の造營ありし時も、かの覺雄に還座の法義を命じ玉ひしと也又神祖この寺の本尊を府の御城の守護となし玉ひ、堂宇を建玉ひしといふ、又いつの頃にかありし宰相殿義直卿の御事さいへご寺記 中將殿賴定卿の御事さいへごも前に同じ 少將殿何れの御方さもしれずと云の、もかさをうれひ玉ひし時、その御いたつきの平癒し玉はんことを此寺の藥師如來へ、神祖ねぎ玉ひしに、その驗いとしるかりければ、いよく信じ玉ひ、いく度か此寺にならせ玉ひ、炎熱のころなどには此寺に暑を避玉ひ、龍池といへる池水に開出たる蓮のはなを終日見はやし玉ひしことなどもありし由也、これかれの故あるをもて、ゑたくみの左京介勝綱に仰ありて、神祖のみかたちを書せられ、此寺に寄附し玉ひし由寺記に見えたり、或説永祿年中武田の軍兵

この國にみたれ入し時、この寺の堂塔をやき藥師の銅像を鎔冶して錢を鑄たるに、そのみぐしの猶消さりければ、堂の後なる池に沈めしが、夫より廢寺となりたるを、慶長十五年神祖ふたゝび此寺を興し、堂舎を建立し玉ひ、かの藥師のみぐしを池の中よりとつて、そのみぐしをもて今に本尊となす由也、さあれど此説寺記にもせざればさだかならず、池も今はいたく水もかれて、僅にその形を残す由也

【長善寺】

同じ村に、初瀬山長善寺といふ寺あり、眞言宗にして高野山の末也

この國今川家の守護たりし時、かの家より此寺に寺産四石の印景與ふ、其後武田家よりもさきの如くをしてをあたへしとぞ、かゝりしかば此國神祖の御領國となりし時、先規に依て寺領四石の御朱印を賜ひし由

寺傳にいへり

【玄陽院】

宮内村といふに、玄陽院といふ寺あり寺領御朱印高三拾三石、此院淺間の社僧にて天台宗なり 當院昔は玄

陽坊とて神祖の御祈願所たりしが、寛永の頃東叡山を建玉ひし時、開檀會の導師を玄陽坊鎮榮に命ぜられしかば、其時より玄陽院と唱へそめし由也、神祖國府の御城にいませし時、南光坊天海僧正はじめの程はこの院に在て日毎に御城に登りしと也、玄陽坊にも御城にしばく登りて加持などなし參らせ、且は其道の論議なども、みとの、内にてなしたりしと也、又年毎の正月八日には、御殿にて般若心經會をなさしめ、卷數など奉らせ、卷數は御檀に納め玉ひし由

此御城御番城さなりし後は、淺間社の案主所にて心經會を行ふ由、今猶しかある也

又神祖府に御座しませし時、五月十四日、十二月の十日には、大般若經の轉讀を御殿の内にて立陽坊の修せし由、大坂の事ありし時も、護持の僧なりし立陽坊に御供仕るべきとの仰を、天海僧正の傳へしかば、御供なしたりとぞ、又神祖この院へも度々ならせ玉ひし由、ことに神祖淺間の社に詣てさせ玉ふ時は、必らず此院に立よらせ玉ひ、御衣服などあらため玉ひ、其後御神拜ありし由院主の物語りなり、かの天海僧正隱居して後は、此院にはあらずして、惣持院といふ寺に移りすみし由也

惣持院は淺間惣社の別當にて是も社僧也 しかば惣持院へ寺産百九拾貳石九斗五升の御朱印の狀を賜ふとぞ、またいつの比にかありし立陽坊鎮榮神祖の御伽に参りて、御枕上に侍りし時賜ひたりといひ傳ふ短計 高サ三尺斗にて、上に蓋の油滅する時は、鼠の口より油を出す由、予幼年のころ和州初瀬寺の小池坊にて鼠燈械といふものを見るに其工是に同じ 御巾著唐墨を賜ふ、什寶として今に此院に傳へり 此寺淺間社と同じく、さきの年回 祿せり、いまだ再建ならざる也

【淨功院】 籠ヶ鼻といふ所に籠鼻山淨功院といふ寺あり 除地入畝歩、京智恩院 末寺にて淨土宗也 此寺神祖の姫君一照院殿の御菩提の爲に一字を建んことを、姫君の御乳母の願ふによりて、一照院殿の御一周忌の時此所に一字を御建立なり、かくて有渡郡平澤寺の住持なりし源蓮社空譽蓮隨和尚を、神祖歸依し玉ひしかば、かの僧を此寺に轉住なさせ玉ひし由、かゝる故あるをもて、堂の煉瓦に御紋を焼る由寺記に見えたり、又一説に、一照院殿の御乳母尼となりて此所に庵室を結ひて居たりしが、さきに蓮隨が平澤村に開く所の淨功院を、慶長十六年の二月、一照院殿の御一周忌御追福の爲に、此所に遷すべきの旨、神祖の仰ありしによりて、此所に移したりともいふ也

【瑞龍寺】 井宮村といふ所に、泰雲山瑞龍寺といふ寺あり 禪曹洞宗、有渡郡沓谷村長源院末、寺領御朱印高六石也 此寺駿河國曹洞宗七ヶ寺のうちにて、昔よりありし寺なりしが、神祖の御臺所駿河御前のあらためて開基なし玉ひたる由寺記に見ゆ 武徳編年集成、神祖の簾中佛詣の地なりとあり、蓋駿河御前有馬の出湯あび玉はむとて、かの所にいたり玉ひしが、そこにてはかなくなり玉ひしかば落穂集、武徳編年集成などには、聚樂の館にして 洛陽東福寺に御なきがらを葬り参らせ、御骨をわて逝去の由を記す、爰には寺記のまゝにしるす

かちて此寺に納められ、御廟所となし玉ひし由、今猶寺の後なる山のなかばに、小さき五輪やうの石塔あり 新井氏が京の東福寺にいたりて、南明院殿の御畫像を拜して、いさくおしく覺え参らせしこゝを、折たく柴といふ草紙にかけり、予もさきの年仰によりて京に至りし時、かの御畫像を拜せしが、新井氏が筆記をおもひ出で、おもはず袖をぬらしけるが、猶その御畫像は、きよらにいさあはれなる小堂に安置し参らせたり、さるに、このみはがは、いさむくつけき所におほよそ人の墳墓さゝもに、いたく苦むしたるがうへに、そこら欠たるをだにつくろふことなごもなく、御盜を瑞龍院殿その御しるしをも見えぬまで、いみじうあはれてたる、まことにあさましきさま也 光室總旭大禪定法尼と號し参らせ、御位牌なども、今猶此寺に安鎮し参らす、かゝれば豊太閤よりも茶湯料とて八貫文の朱印の狀を寄附なり、神祖よりも瑞龍院殿御追福の爲にとて、十六羅漢の畫幅を寄附し玉ひし由にて、今に寺寶とせり、また瑞龍院殿の著玉ひしといふ立わくに

桐の紋織出たる御小袖を打敷てふものになしたる、今に此寺に藏せり、また神祖府の御城に  
 ませし時、此國曹洞宗七ヶ寺の住僧を御城に召て、曹洞の法問を聞せ玉ひしにより、此寺の住  
 持もおほん城に参りし由、かくて慶長七年十二月九日寺領十六石の御朱印の状を下し賜ひし由  
 寺記に見ゆ、また神祖城州伏見の御城にいらせ玉ひし時、おほんよろこひ申さんとて住持の参  
 りけるに、御紋附の御挑灯繪符など賜ひし由にて、今猶御紋附の挑灯繪符をもこの寺にて用の  
 といふ、されど此寺回祿の時古記ともみな焼ほろびたりとて寺僧くはしからず、今の寺記とい  
 へるものには、かゝる事をばしるさず、只言傳へのみなり、また神祖國府にいませし頃、此寺  
 へもいく度かならせ玉ひし事のありしかば、おほむもてなしの爲にとて、客殿の張附の紙に御  
 紋をすりたるよし、今もその古形のよしにて張附の紙に葵の御紋と桐とを雲母にてすれる也

【貴庵寺】

松富村といふに、青木山貴庵寺といふ寺あり、臨濟宗内牧村經成寺の當時結成末、除地壹反廿四歩也

寺の隱居に智學觀公和尚と申たるを、慶長の頃神祖親しく召れしに、結成寺は安倍川の西なれ  
 ば、出水の折毎に川留の患あるをもて、此所に小庵を作るべきの仰ありしに依て、此寺を建け  
 るにより、寺の名を貴庵と、なふる由新風土記にかけり、寺傳には、神祖しばく結成寺へな  
 らせられしが、川留の患あるをもて此所に小さき庵室を作らしめ、觀公和尚の隱居所となさし  
 め、此庵室へも神祖ならせ玉ひしと云、されど此寺小刹にして寺記などやうのものもなく、た

寺僧の口傳へにかゝる説をとふのみなり

【増善寺】

慈悲尾じひのおといへる所に、慈悲尾山増善寺といふ寺あり

曹洞宗、遠州高尾村石雲院の末、寺領御朱印高拾

也貳石 神祖府の御城にいませし時、此寺の住持の僧を召れて御物語などなし玉ひ、あるは御茶事

などもありしかにて、其時賜ひしといふ御團扇丈六寸五分程、横七寸程、表裏共 御茶碗差渡し三

二寸、金時繪 御茶臺四寸餘、御茶三寸五分程、御水指黒塗差渡し七寸、御茶碗寸程、丈

御紋八ッ附、御茶御紋六ッ、御茶御紋三ッ附、御水指御紋三ッ附とを藏せり、此寺も

はやくの年回祿せし由にて、記録やうのもの絶てなければ、傳説定かならず、新風土記には、  
 かの品々を賜ひしは、神祖此寺にならせ玉ひし時の事なる由を記す、その事を尋るに、神祖此  
 寺にならせ玉ひしといふ事寺傳にならず、はた御朱印の寺領は先規によりて賜ひし由寺僧ら  
 のいへり、蓋ある古記に、神祖いはけなくましし頃、此寺の山にいらせられて、鳥をさし  
 給ひしに、大衆出て殺生禁斷の地なるをとて、鳥をさし玉ふ所の竿をうばひ、いたくからきめ  
 を見せ参らせしが、後此國御領國となりし時、寺領を減ぜられて、今はいとかなるさまな  
 りといへり、又或人の物語に、神祖いとけなくましし時、鷹狩に出玉ひしが、御鷹のそれ  
 て此寺の樹木にありけるを、神祖とらへ玉はんとて此寺にいらせ玉ひしを、住持の僧いたく憤  
 りけるが、此寺の長老なりける僧のいて、住持の短慮なるまゝにわれらよきに申べし、まづ  
 君にはわが寮にいらせ玉へとて、己が寮にともなひ参らせて、いとねもごろにもてなし参らせ

しかば、神祖も御心とけて、汝駿府に来ることあらば、必らずわが館に立寄べしとの仰ありしかば、其後しばし神祖の御館へ参り、見参し奉りしが、ある時神祖の仰に、われしばしがほど三河へ行かんと思ふ、義元の前よきにはからひてんやと宣ふ、其時長老のいへるは、君の御爲ならば義元へいかにもよきやうに申べう候得ども、もし事のならずばあしかるべし、然らば我等よきにはからひ申べく、まづ義元の前をば君御いたつきの由にこしらへ置て、われら乗物を恐れあれど参らすべければ、それにうち乗玉ひて益津郡城腰と云所より船に召れ、三河へは行玉へかすと申ければ、神祖長老がいへることくなし玉ひ、密に三河へいらせ玉ひしことありしと也、かくて後神祖此國の守護とならせ玉ひしかば、彼の長老をして遠州可睡齋となし玉ひし由可睡齋の記録にのする由也、されど予いまだ可睡齋の縁起を見ざれば定かにはいひがたしまた彼の城腰より船に召れし時、棹をとりしは味知瀬兵衛と申たるもの、由、されど彼が家には此事をとへず、瀬兵衛が由緒の事は前條に出せり、合せ見るべし

### 【結成寺】

内牧村といふ所に、龜谷山結成寺といふ寺あり

禪臨濟宗大岩村臨濟寺の末此寺なり、寺領御朱印高五石也

のさきの住持に知學觀公和尚と申僧のありしが、この僧はやくの年臨濟寺の弟子となり、かの寺にありしが、その比神祖いまだいはけなかりしが、臨濟寺にて難波津など學び玉ふに、彼の僧神祖の御遊び敵のやうに仕へまゐらせしが、後に結成寺の住持となりしに、かゝる竹馬の

御友なりしかば、後神祖國府に在せし時、彼僧御城に召るゝに、此寺安倍川のむかひにあれば老僧川を越んこともうたてあるべければ、川のこなたに隠居すべきの旨宣ふまゝに、松富村といふ所に草庵を結、其所にありしが、或時神祖より御ふみを賜ひしに、貴庵とか、せられしをそのまゝ庵號となしける由にて、今に貴庵寺といへり貴庵寺の傳説前に出ず、但説小異またある時觀公和尚へ何なりとも望むことあらば申すべしとの仰ありしに、和尚が望み絶てなきよしをいらへ参らせしかば、然らば石塔を建遣すべきとの仰にて、觀公和尚が世にありしうちに建玉ひし由にて、堂の後なる山に一丈二尺斗の石塔のある由、その塔の表に從二位右大臣源朝臣家康と彫つけ、裏に爲知學觀公和尚建之と彫つけありし由なれど、今は文字も大方消うせてよみ難しといへり、此塔昔は石の厨子にいらりてありしが、七代目の住持のものしける比、大木此墳墓の上に轉びて厨子は悉く碎けたりしとぞ、はた其比の住持の僧のよくもあらざりしかば、其儘になし置たれば、いと、塚もあればし由寺僧等のいへり、此寺もさきの年回祿して寺記傳らず、只言傳へのみなり

### 【不動院】

羽鳥の庄向敷地といふ所に、小地名猿江といふに石鼓山不動院といふ寺あり

黄檗鐵牛和尚の門下龍堂和尚の寺也

この所に瀧あり、その瀧を猿子の瀧といへり、昔よりこの地に不動の堂ありて不動の號はありしが、寺は久しく絶たりしを、延寶八年の三月龍堂といふ僧駿府の御代官諸星

庄兵衛、町奉行長田六左衛門、大久保甚兵衛此比の町奉行、寺社奉行役を兼たりに寺となさむことを聞えて、終に寺となしたる由、はた此地の風景めづるに足よし也、か、りしかば神祖もこの處にならせ玉ひたる由言傳へり、此所の鐘銘にもその事を記せり、鐘銘曰

夫以駿河州阿部郡向敷地村猿江瀧石鼓山不動院者、山谷廣闊、溪流清流源高々湧出、雲根四時無渴、流勢卷雲、石雷吐濤、近聞奏樂、遠看瀑布、上下五瀧一時漲鳴、恰如迅雷馳頻似打法鼓、故名石鼓、坐笏室則對富士、於軒下映阿部川、於窓前淺間龍爪河府王城無邊光景悠然一瞬也、原夫天開有池有瀧、故昔日菩薩化現此地、安道不動尊像開基名薄年代深遠、而寺號不動院、不知何宗旨、或時密家行者、或念佛門行者、或又禪家道者、十年五載住此鍊行、映山氣而病者不堪舊住各々下山、是故房舍頽毀覆苦亂墜難相續、傳言云上古駿城大守世々代々諸官貴等並中古源將軍權規國公與諸公子相携優遊此寺矣、可謂萬代不易不動地、人間常任、真神仙境希有舊蹟也、後來兒孫成之幸也、嗚呼天之而不止旨命也、吾師正德乙未晚秋、病痾俄至遂爾滅度畢、而當秋已向十三回、茲有吾子括之者發起志願、欲紹繼開山先師願誘引當村府下信善男子振鈴十字街頭、貴賤門戶而求乞助不日而鑄成供鐘故右開山所作記並銘文彫刻者也、銘曰

山厲駿地、境關山河、水聲石鼓、風漲禪波、鏡出規模、音響山河、上透有頂、下徹娑婆

醒生死夢、摧煩曠策、利濟幽顯、警悟自他、韻々無碍、頓證波羅、聞々通解、盡獲密多、如是功德、永劫不磨

維時享保丁未載、當山現住格外孚謹記

化主括之玄、隨喜化主當村道俗等、施主遠近十方且那等

駿河州阿部郡羽鳥庄向敷地村猿江瀧石鼓山不動禪院

【建穗寺】

建穗村といふに、瑞祥山建穗寺といふ寺あり

真言古義、京上醍醐報恩院の末にして、寺領御朱印高四百八十五石六

斗、此寺領高四百八十五石六斗、淺間社領の内にて高百卅三石一斗二升一合、建穗村高百四十五石七斗五升二合二勺二才、有渡郡高松三ヶ村高二石一斗九升、丸子郷高八斗、安倍郡大岩村高六斗、箕輪村高六十九石八斗四升六合、中ノ郷村高百七石二斗九升七合五勺無地高、寛永七年迄は寺領悉く當國千代田村といふ所所にありしが、水浮の患あるをもて、所替の願ひを公に聞え上げれば、羽鳥村にて替地を賜はりしが、夫も川除御普請の役あたるをなけき、再び所替の事を願ひしかば、高松三ヶ村にて替地を賜ひし也、此寺は白鳳十三年道照禪師の開らく所なり、而して養老七年二月十八日行基菩薩の中興する所也、學頭衆徒二十一坊あり菩提樹院、慶南院、青蓮坊、花鷹院、法幢院、慈前院、心福院、圓道院、莊嚴院、中性院、大正院、滿藏院、圓祐院、青花院、欽真院、義造坊、蓮花院、顯法坊、義運坊、皆成坊、南龍坊、唯心院、大り、莊嚴坊、慶南坊は淺間社の供僧、抑天正十年の正月、初て山徒より神祖へ祈禱の符を奉り、を兼、老役にて一和尚なる也

同じ年の二月神祖より御朱印の狀を賜ふ、その文左の如し

禁制

一、一切人取候事

一、當手軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事

右之條於違犯之輩者堅停止之上可處嚴科

一、堂塔放火之事

者也 御朱印

同じき十五年、又御朱印の制狀を賜ふ、其令詞左の如し

同じき十八年また御朱印の狀を賜ふ、左の如し

當寺庭中木石者不及沙汰、山林門前竹木號

禁制 建穗寺

所望令伐採事堅停止之畢、若於違犯之輩者

一、軍勢甲乙人等亂妨狼籍之事

可處嚴科者也仍如件

一、放火事

天正十五年二月二日 御朱印

一、對地下人百姓非分之儀申掛事

建穗寺

右條々若於違犯之輩者忽可被罪科者也

今大門の前なる右りの方に下馬札あり、左り

天正十八年正月日

御朱印

の方に高札あり、則こゝに記す令詞を書つく

この後慶長七年一書六年五月

に寺領高四百八十石六斗の御朱印を賜ふ、又明る八年に舞の裝束、樂器及び祭禮の道路を、板倉一書秋元伊賀守並に全阿彌をして賜ふ、また同じき十三年に金銅の銚を賜ふて舞樂の具をそなへ玉ふ

此銚に慶長十三年戊申二月吉日 此後また神祖廿日會の祭禮を御覽せられし時帶させ玉ふ所の御太刀を舞うとに賜ふ、夫より太平樂をまふわらは、この太刀を帶する

といふ此事淺間社の條に出す、はた此祭事今も年毎の二月廿日に、廿日會さて此寺の兒をいさなまめかし蘇利、按摩、二ノ舞、太平樂並急、青海波、凌王なり、新風土記云、此寺大寺なる事は本門寺會我物語少將出家の條に、駿河の大寺四ヶ寺の内に見えたり、かゝる古跡寺領あまたにて、古く舞樂の傳へありて、

坊中衆徒管絃を傳習事なるに、其器はありながら、今は二十一坊の内七八坊のみ存して、其坊も人のすめるは大正院、圓道院、學頭のみにて、みな空坊なり、年々祭禮の舞樂も、横笛、箏、大鼓のみ、其舞童も寺に養へる兒童のあるにあらず、正月の未より府中又は近在の童子をやこひ、十四五日習はする事なれば、たゞかたを覺えたりといふのみ、樂も譜を失ひ、口傳を樂家に習ふにもあらねば、眞の樂にもあらぬものをなして觀に備ふるのみなりしかなしむべき事なり云々、神祖の御在城の時は、廿日會祭禮の警固として、御鎗、御馬五匹及び閣老方にも馬五匹を出されしとなり、今は町奉行所より與力同心警固を出し、衆徒の乗馬は御城代、御定番、加番衆より出す也 斯て後寛永十七年に裝束及び樂器などあまた賜ひしが、元祿十五年

年の正月二十四日の黄昏過るころ、世々賜ふ所の舞の裝束、樂器の類ひ許多秘置し府庫より火出發し、賜ふ所の物大方灰炭となりて、たゞ修補の爲工氏の家にありしのみ僅に災をまぬがれたる由、かゝりしかば、其事を公に聞え上げれば、その亡びし所の物を補んが爲に、同じき四月と八月に、再び樂器、裝束などあらたに調して賜ふ、然るに延享四年二月の朔日に、諸堂舎回祿せしかば、其時また輿、横笛、笙、長柄傘やうのもの及び學頭の裝束など焚滅せり、依て又元の如く調せさせ玉ふ、其後なほ彼の賜ふ所の器物の類、修理し玉ひしと也、又いつの比にかありし、神祖水戸の不斷院の住僧に宥空と申せしを召れ、此寺の學頭におらしめ玉ひしが、慶長十三年の春、神祖の仰によりて、籠が鼻妙見の緣記を書、其文左に記し置ぬ

夫妙見大菩薩者、蓋金剛盧遮那佛而千百億釋迦牟尼佛化身也、故於微塵刹土應物見形、和光同塵之悲願、如水之印月月之印水、而胡漢無尋礙、意應厥感而已、乃至鎮護國家和樂萬民事厚、如天育物、似地之載物矣、大慈大悲之願誰豈可不瞻之仰焉哉、茲今苟源朝臣征夷大將軍

家康公、壯歲已來信仰箇菩薩事造次敬焉、顛沛禮焉、而恣所欲無餘無闕矣、竟入天下於掌握之內乃正令於煙塞之外矣、威雄振十方、聲價動寰宇矣、苟其命維新而武運洪兵野老懷惠而猶曰、到萬世可爲君矣、干時大將軍被移幕府於駿陽城、不逾月直教箇菩薩從參河國內津山勸請當山籠ヶ鼻創建一字之草堂給而欲今人知箇菩薩之名字、而改籠ヶ鼻而作妙見山遭號寺於妙見寺矣、於此干官增崇敬萬民保安寧矣、維時慶長十三年二月廿八日、恭建穗寺之僧某甲教快辨點眼開堂、重而蒙緣起之上意、不違固辭應國命而不顧襪線之智、漫書而目達上覽而容草堂裡而要教後昆知其來由矣、將謂天長地久國泰民安矣、至祝至禱

干時慶長十三曆戊申稔仲春廿又八賞建穗寺法印快辨拜書焉

また神祖府の御城に在せし時、宥空御城に登りて、論議の筈に列し事、慶長十九年四月十一日十二日、二十日、同じき六月二十日、廿四日、廿六日、廿九日、同じき七月の朔日、四日すべて九の度にして、神祖の信遇一かたならざりしと也、かゝる故に神祖此寺に成せ玉ひしこと幾度もありしと也、又いつの比にか神祖神尾勝左衛門をして、此等の下馬札を書しめて下し賜ふ然るにかゝる貴重之物ふたゝひ得難きをおもひよりて、是がうつしを山門の傍にたて、賜ふ所のものは府庫にひめ置よし也

【國分天神】

宮内村といへるに、天神の社あり 騎射御靈社二社、相殿除地高一石三斗、北安東村にあり、御靈社領八斗八幡村にある也

此あたりの小地名を天神原といふ、この天神を國分天神といふ由、新風土記にあり、此社の社は明屋敷の内にて 此明屋敷何人の屋敷跡といふ事し 除地は北安東村にあり、新風土記新宮高平の説に、此天神の社、昔は府城の良の角に御番衆の離れ小屋といふ所にありしが、天正十八年國分寺の傍に移し、その後また今の地に移すといへり

【籠ヶ鼻妙見社】

籠ヶ鼻といふ所に妙見の社あり 除地六斗六升二合、別當妙見寺と云て、眞言宗也 神祖いとわか

くましくし御時より、此神を信じ玉ひ、朝夕の御拜時々の供物などいとよく怠りのましまさざりし由、かゝりしかば神祖國府の御城を御座し所と定め玉ひし時、此妙見菩薩を三河國內津山よりこの籠ヶ鼻に勸請し玉ひ、一字の草堂を建玉ふに、人をしてこの菩薩の名をしらしめんが爲にとて、籠ヶ鼻をあらためて内津山と名つけ、寺を妙見寺と唱へ、さて建穗寺の學頭快辨法印に開堂の式を行はしむ、又かの法印に漢文の緣起一卷を書しめ、草堂に納めて末世に残さしむとぞ、此緣起今建穗寺にあり 此緣起前條建穗寺の所に出す

【松留の石切場】

松留村といふ村に上村下村の二村あり、その下村の内に小地名石

切場と唱へる所あり、此所慶長の比府の御城の石垣の石を出せし所なりと云傳ふ、今も此所より石を出せる也

【入島梅島】

入島梅島と、なふる二村あり、昔神祖この村にして黄金をほらしめ玉ひ



しことを新風土記に記せり、此事を猶探らんとするに、道の遠きをもて容易く探ることを得ず  
よて彼の風土記に記すまゝを爰に記せり、即ち彼の書に曰

略此二村入交り、一村ノ如シ、深山ノ極ナレバ、土地廣大ニシテ、村内五六里ニワタル、中略

今ニ入島ニテ金壹分貳朱、梅ヶ島金貳分追堀役トイフモノヲ貢テ、金山ノ稼トナス、梅ヶ島

ニモテル金山申傳書トイフモノアリ、其略ニ曰、當村ヨリ黄金ヲ出スコトハ、仁徳天皇ノ御

時初テ此ヲ獻ズ、其後醍醐天皇延喜二壬戌年ニ出シヨリ久シク中絶シテ、享祿年中周臣曰、

至享祿元年六百二十八年當金山繁昌シテ黄金多ク出、此時ノ事ヲももかへ元榮ト申傳フ

慶長年中東照神祖、駿府御座ノ時大ニ金礦ヲ開テ堀シメ玉フ時、黄金ノ出ルコト夥シ、駿府

ニ於テ後藤庄三郎命ヲ承リテ鑛ル所、駿河小判ト稱ルモノ是ナリ、其後新ニ金礦ヲ開カズ、

追堀、おほほり澤流トテ、堀入タル金坑ノ中ニ堀ノコセシテ堀、又ハ一度金ヲ沙汰シタル沙ノ澤ニ流

タルヲ再ビソノ沙ヲ流シテ金ヲヒロヒ、其ウル所ノ金ハ、支配ノ御代官所ニ奉リ、御買上ト

ナル、カクテ貞享元庚子年、駿河町人桑名屋六郎兵衛外二十七人、此年ヨリ五年ノ間金山請

負ノ事ヲ御勘定奉行ヨリ申承リ、御代官近山六左衛門ヨリ是ヲ傳フ、同三年寅三月出砂金ノ

數微少ナル故ヲ申テ御荷分山トイフ事ヲ命ゼラル、年限滿テ後ハ御手山トイフモノニナリテ

年經タルニ、元祿四辛未年ヨリ、金十五兩ノ運上ヲ納テ村請トイフ事ニナリテ、村民ラノ請

負トナル、元祿九丙子年ヨリ、又同ジサマニテ請負ノ年限運上金十五兩ヲ八兩ニ減シテ上納

ス、元祿十四辛巳年ヨリ桑名屋六郎兵衛再ビ請負ノ事ヲ命セラル、寶永五年、同六年金山禁

止ノ命アリテ、村民業ヲ失ヒシカバ、寶永七庚寅年、村請ノ事ヲ申シテ乾金七兩ノ運上ヲ奉

リ、正徳二壬辰年マデ是ヲ鑿ル、正徳三癸巳年ヨリ、桑名屋六郎兵衛受負ニテ金三千兩ノ拜

借ヲ下サレ、新金三兩三分年毎ニ運上ヲ納、享保二辛丑年マデ八年是ヲ承ル、享保六年金山

禁止トナル、是ヨリ村民貞享年中ノ如ク追堀役金ヲ納テ、追堀澤流ノ事ヲナス、享保十六年ノ

江戸町人和久屋源左衛門トイフモノ、金銀山間堀ノ事ノ命ヲ被リ、元文元年ノ十二月マデ五

年ノ間此所ノ金堀等ヲ使テ金ヲ採シム、此五年ノ間ノ追堀役金ハ源左衛門ヨリ是ヲ納ム、元

文二丁巳年ヨリ村方ノ稼山トナリ、追堀役金ヲ納テ金礦ヲ擇ル、此コロノ沙金ハ、ホシヒマ

、ニ賣買シタリシガ、寶曆九年乙卯宮村孫左衛門御代官所ノ時ヨリ、沙金御買上トナリテ、

ミダリニ賣買禁止ノ命アリテ、今ニ到リテ出沙金ハ支配ノ御代官所ニテ、時ノ相場ヲ以テ通

用ノ金ト換、是申傳書ノ大略也、上ニ見エタル金山町人ノ請負トナリ、又村請トナルコト、

入島梅島ノミナラズ、井川七村ノ金山モ同ジ、往古ヨリ黄金ノ多ク出タル礦ハ、梅島日影澤

ナル長盛鋪トイヘル鋪大ナル礦ニテ、桑名屋六郎兵衛ガ堀シ所ナリト云、長盛鋪ノ大天井ト

テ、金鉢ノアリシ所ハ、方二間余リノ坑今ニ存ス、二村ノ内ニ古礦廿余所アリ、其多キ所

テ、金鉢ノアリシ所ハ、方二間余リノ坑今ニ存ス、二村ノ内ニ古礦廿余所アリ、其多キ所

ハ日影澤ニテ、金堀ノ多ク住ルモ此所ナリ、奉行屋敷、御藏屋鋪ナト云所、又傾城屋鋪トイフ所モアリテ、山繁昌ノ時ハ遊女モアリシト云傳フ、貞享三年寅三月十四日駿州梅島、入島井川七村ニ有之クサリ御藏並御番所、御拂入札被仰出候ニ付、丸子役所エ可罷出旨近山六左衛門手代井出新藏ヨリ申未候御觸、駿府年行事文庫ノ御觸留帳ニ見エタリ、其古キ金礦ノ事俚語ニ古鋪ト云、其中ニ入りテ見ルニ、生乳石ノ類ヒ生ズル所多シ、今ニ此日影澤ノ長盛鋪千秋鋪、大黒鋪ノ古礦、礦堀トイフ事ヲナシテ村民ノ渡世トス

【足久保の御茶小屋】 足久保村といふに、御茶小屋のありしことを新風土記に記して曰

此村往古ヨリ茶ヲ植ルニ、其葉風味他村ニ勝ル、故ニ此國中ヨリ産スル茶ヲミナ足久保茶ト稱セリ、此茶慶長年中ヨリ御茶御用トイフ物ニナリテ、此村内谷澤原村ノフタ所ニ御茶小屋ト言所ヲ作り、井川中野村ノ海野彌兵衛、柿島村ノ朝倉六兵衛司リテ、此所ニテ茶ヲ製シ、其茶壺ヲ井川ナル大日峠トイフ高山ノ頂ニ小屋ヲ作り、其小屋ニ置テ霧氣ヲ請シメ、駿府ノ御代官所ニ持來リ、御代官屋鋪ノ御茶小屋トイヘルニテ精製シ、御用トナセシガ、其役夫年々一千人ホドノ費ナリトテ、一千人ノ扶持米ヲ給ハリ、諸役免除ノ證狀ヲ下サレ、今ニ藏セリ、カクテ正徳四年ニ至リ、茶御用ヲ止メラレテ御茶小屋ヲモ二所トモニ御拂トナリ、其後

安倍茶御用ハ駿府町人馬場町的場源七トイヘル者、茶御用達トイフ者ニナリテ是ヲ納メシガ明和ノ頃源七家絶テ、安倍茶御用達トイフモノ今ハアラザルナリト云々

【駿府築城の瓦工】 慶長の比、府のおほん城を築きたまふ時、瓦工、茂左衛門、長十郎と申ける二人の者を遠つあふみの濱松より召されて宮内村といふ所に居宅の地を賜ふ、但し茂左衛門に七反二畝二十歩、長十郎に五反四歩なり、かくて造營の瓦を作らしめけるが、元文二年府の御城修理の時、入札といふ事になり、價を定めてもろくの品をめされしよりこの事やみて、瓦工の宅地をも新田となせし由、是も例の新風土記に見えたり

【井宮の瓜献上】 慶長の比、神祖國府の御城にいませし時、安西井宮村の民ども、年毎に初瓜又熟瓜を奉りしが例となりて、今に白瓜は四月の節、熟瓜は六月の節にいたる比、國府の御代官所へ貢す、而して御代官より公に奉るなり、前條にも初筍、初茄子などを御代官より公に奉る事を記す、このさげものすべて公にて御代々の御廟所へ献り玉ふ由也

【門屋の惣左衛門】 門屋村の長を惣左衛門といふ、彼が家祖も惣左衛門と申けるが、前條に記す神祖此村の鼓嶽と唱ふ山に鹿狩にならせ玉ひし時、かの惣左衛門御さきを拂ひしが、むはらやうのもの茂りあひて、御路のやすからざりしかば、この刀にて荆叢をきり拂ふべしとの玉ひて、御刀を惣左衛門に賜ひし由にて、今にその刀を彼が家に藏せり、されど今よ

り五十年ばかりさきに、此家火を失して古記どもみな焼たる由にて、其事さだかならねど、しばらく彼が家の言傳へを其儘に記し置ぬ、蓋し賜ふ所の刀は、太刀作りなりしが、今は鞘も損失して存せず、鐔は銅にて、鞘は革にて卷たるを漆もて塗たるもの也とぞ、目貫はいたくさびて其實知難く、縁頭はともに損失して今はあらざる由也

【古文書】 足久保村といふ村の長が家に、左の古文書を藏する由、新風土記にしるせり此百姓等子細有之、朱印相出候上者、當手軍勢不可遣候、若於違犯之輩者速に可爲死罪者也依如件

天正十年二月廿日 御朱印

承彌 三左衛門

善阿彌

廣野、小坂、足窪

また新風土記に、神祖此國に伐入玉ひし時、安倍三河内三河内大河内、中河内、西河内をいふの蒼生へ、右と同じき御朱印の狀を下し賜ひしを、今松野村といふ村に藏する由を記せり

【朝倉海野由緒】 又同書に柿澤村の郷士朝倉宰作及び上田村の郷士海野彌兵衛が由緒書てふものをのす、則左にしるす

### 朝倉氏由緒曰

朝倉河内守在重 自越前到駿州安倍而住居朝倉六兵衛尉在重

天正文祿の間、東照大權現様え御奉公仕、小牧御陣御供申、其時於戰場敵中え働入、人馬を射させ、已に難儀に及時、掣の望月與太郎馳合我身馬より飛下、六兵衛尉を抱乗せ、引掛て味方の陣に入、其時働忠節依無比類、權現様御感有、從其安倍住居安堵、權現様其後關東え御打入の時、六兵衛住居安倍の在所を難立去思ひしむに依て、御供不仕、其以後中村式部少輔駿州一國拜領而撰抱侍の時分、六兵衛呼出され、中村式部少輔に致奉公、關東御陣相勤、駿州に住居、其後權現様駿州え御隠居被爲成時分被仰出は、前廉關東へ御供仕候は、人にも可被成と思召候得共、右の仕合候、にく、は思召候得共、重而息朝倉筑後守被召出、台徳院様え御奉公仕、其後駿河大納言様え被爲附、遠州掛川の城主にて御座候御落去の節松平下總守え御預けに相成候而寛永十四年己二月於細州郡山病死仕候

仕候

一、權現様上意にて、右六兵衛儀安倍より信濃えの道筋見分被爲仰付、深山を踏分、經數日信州高塔へ罷通、山中の様子見届け歸り、具に言上仕候得ば、安倍の谷は殊の外要害能所にて、御秘藏の地に被爲思召候旨申傳候本多佐渡守殿御奉書頂戴所持仕候

一、權現様被爲遊御尋候は、安倍谷より信州迄の山々木立大木など有之哉旨被爲遊御尋候故六兵衛申上候は、井川と申村より奥え入、大木古木夥敷生繁り御座候段、委細申上候得ば、被爲聞召分、然は材木御用の節は可被仰付候間、相下し申候様にと被爲仰付、則御用木の儀に付三ヶ村諸役免許の御朱印六兵衛え被下置候

- 一、御朱印の通御用木被爲仰付候に付、山々より相下し駿府御城下迄相届申候
- 一、權現様駿府御在城の節は、安倍谷大日山え御茶壺毎年登り申候、其節五六ヶ月の間、右の御番被爲仰付相勤申候
- 右筑後守弟 朝倉石見守
- 大猷院様え被爲召出御奉公仕、後江戸町奉行被仰付候、右石見守孫朝倉仁右衛門儀、近年駿府町奉行被仰付相勤申候
- 右先祖河内守より私代迄八代、郷侍にて柿島村に住居仕候
- 一、紀州様御參府御入國の節、先祖より唯今迄御目見仕來申候、尤私由緒並親類書に享保十二年未十二月、紀州様御尋に付書上申候
- 右私由緒書面の通に御座候以上

寶曆十四年申四月

駿河國柿島朝倉六郎右衛門孫朝倉小八郎印

御代官所

前に記す本多佐渡守奉書の文

尙御無沙汰に被成間敷候以上

山々の材木爲見分駿河阿部衆の内、海野彌兵衛、朝倉六兵衛被遣候、拙者奉之儀候條何の國の内たりといふ共、其改被成間敷候、爲御心得一書申入候、恐々謹言

二月廿六日

本多佐渡 正信判

駿州 遠州 信州 甲州 衆中様

以下海野彌兵衛由緒書

### 由緒帶刀之覺

- 一、私先祖海野小太郎幸氏者、本國信野國の産、同矢四郎資氏者頼嗣公え仕、同彌兵衛泰信者惟康公え仕、泰信六代の孫彌兵衛尉泰頼の節、武田信玄、同勝頼兩代え仕、井川郷に住宅仕候、
- 一、右泰頼嫡子海野彌兵衛尉本定の節、天正九辛巳年舅安倍大藏を以奉願權現様え御奉公仕所々御軍陣の御供仕、其上駿州、遠州、信州、甲州四ヶ國山々材木見分被仰付巡國仕候
- 右御證文代々所持仕來申候、且安倍金山水抄御用被仰付、是又相勤、右御證文被下置所持仕候、尤其節は安倍口坂本村を領、右御證文頂戴仕罷在候
- 一、冬廣御刀、從權現様海野彌兵衛尉本定奉拜領、代々所持仕罷在候
- 一、駿府於安倍町裏通諸役免許、屋敷拜領被仰付、代々所持仕候、就右其節本多佐渡守殿よりの御名判の御書所持仕候
- 一、右本定嫡子海野彌兵衛尉之重者、引續權現様、台徳院様、大猷院様、右御三代御茶壺御預御役相勤、且井河郷田畑開發爲仕、七ヶ村百姓支配御役被仰付相勤申候、其後御代官所に相成候に付、右引附を以、當時は七ヶ村百姓え諸御用無滞可相勤旨指圖仕候
- 一、御茶壺相圖の御紋付御錠鍵、先祖拜領代々所持仕來申候
- 一、御茶壺御預帳面代々所持仕候
- 一、御巢鷹御用被仰付、從權現様御代相勤來申候
- 一、海野彌兵衛尉本定は舅安部大藏家督讓請海野安部兩家を兼帶相勤仕候、仍權現様え右大

藏御奉公仕候節、從武田家駿府爲押差遣候、甲州勢と、大藏戰得勝利、此時有御感從權現樣安部大藏え御感狀被下置、頂戴仕代々井河本家私方に所持仕候處、先年系圖由緒御尋の砌、末家安部攝津守方より申來候に付、右御感狀攝津守方え差遣申候

一、鐵炮二十五挺、從權現樣被遊御預、先祖より代々奉預罷在候處、從公儀差出候樣、被仰出候由、先年御代官所え相納置申候、其節御代官近山六左衛門殿御支配の節御座候、右之通由緒に御座候に付、先規より當所御地役人樣方御代官所へも帶刀仕相勤來候以上

明和元年申十月

御代官所

海野彌兵衛印

### 海野氏系圖

上略

安部大藏掣也則家督相繼

彌兵衛尉

本定

元和三丁巳六月念三日病死法名松雲

天正九年舅之以安部大藏、家康公エ御奉公仕、安部郡井川大藏家督ヲ繼方々軍陣之御供仕駿州ヨリ信濃エノ山路案内檢見被仰付、證文有之、其後御茶寮御預リ之御役、巢鷹の御役井川七箇村支配之御役被仰付候事

安部大藏義者、今川義元公、同氏眞公エ御奉公仕リ候處ニ、武田信玄公駿河國エ御働之時、今川氏眞公、權現樣被成御頼、遠州掛川エ御越以後駿府之城ニハ岡部次郎左衛門、二丸ニ安部大藏、同苗彌市郎父子罷在候所ニ、自信玄公大藏方エ御内通有之、可致御味方之趣被仰越

候所ニ、大藏所存者、彼ハ大敵也、殊ニ氏眞公權現樣被成御頼、掛川エ御越之上者、彼是以不可一味之條決定仕、依此旨不能返札也、信玄公ヨリ御内通之以後ハ強テ難致住城故ニ、知行所安部之在所エ引籠也、然所自信ク公井川七ヶ村之内田代村小河内村ノ郷エ大藏父子於討罷出者、任セ所望褒美之旨廻文到來也、仍是田代小河内之人民等企一揆夜討亂入候、大藏父子共ニ出相戰處エ四五人被討捕候、大藏父子ハ山路通遠州エ引越候所エ、即時權現樣エ被召出大藏父子御奉公仕候、其後右一揆之趣申上候ニ付、爲加勢二三十人被指加候、亦山路通井川エ罷越、田代小河内之一揆之者共、數多致討戮罷歸申候、右條々間ニ信玄公駿河之内方々被搆取出事處々也、一安部口津野村、一藁科口水見色、一遠目之後花澤村一遠州金谷之上諏訪之原、右五ヶ所也、件之取出可責亡之旨、權現樣大藏父子ニ被仰付候、爲加勢七八十騎、其内永井善右衛門等相加里、右五箇所ノ取出責落候、諏訪之原者自安部川金堀ヲ呼寄也、自堀二之丸迄堀通夜ニ入燒立、敗北輩追討ニ數多討捕申候、其後遠州駿河之境ホウキカ塚之取出ニ、大藏父子被置候所ニ、發光山ニ敵籠居申候條、押寄追散、發光山之取手エ入替リ申候、其後樽井山亦拵取出、敵籠居申候故、樽井山エ押寄即時ニ乗捕、樽井山ニ罷在候所ニ、信玄公之御内三浦右馬之助、爲大將樽井山エ寄來、既及合戰ニ候所ニ、右馬之助勢ヲ數多討捕申候故、一時引退申候、右之趣權現樣被聞召

仍如件

今度山中え敵罷出候處ニ其表堅固に相踏の條無比類爲忠賞、向後彌不可油斷仕者也

天正五年丁巳九月十一日

家康判  
安部大藏殿

如此御感書頂戴仕候、其以後信玄公御合戰之中大藏父子方々之取出ニ被指置之旨承及申候

權現様駿州御入國之時、安部大藏エ被下置候領知所付之覺  
駿府八幡村、同下中田村、同宮竹村、矢井津村、田尾村、同矢久次村、同梅次村、井川村  
七箇、遠州千津村、同和泉村、同大間村、同鷺坂村是也  
下略

彌兵衛が家に藏する文書

今度上様御上洛に付て、駿府に御逗留被成候處被召出、屋鋪分御拜領、御祝著の旨忠兵衛迄  
御狀の趣、是にて披見仕、御同前に目出度奉存候、此方様え爲御見廻御越事、必御無用に可  
被成候、當暮上様御下向の節御見廻に付ては、其節可申承候、大將様近日御上洛の儀候間、於  
其地可被仰止候、委細忠兵衛より可申候間不具恐々謹言

二月九日

本多佐渡守花押

海野彌兵衛殿  
朝倉六兵衛殿

人々

口上、安部の内坂本拾四石八斗二升三合の所者、辰年の物成より被遣候間、可有御所務候御  
前よりの御書付之儀は、我等所に御座候間爲其手形遣候以上

己二月朔日

井出志摩黒印

海野兵衛殿

急度申入候儀、あへかなやま水ぬき海野彌兵衛へ被仰付、きらせられ候八ヶ所可切由に申候  
間、夫ぶ壹つえ百俵宛の積り八百俵先後さらせ可申候、其上猶入候は彌兵衛致談合可被爲渡  
候 恐々謹言

二月二日

大成石見  
村小吉  
本茂助  
本上野

かくの如く御手形出申候間、我等あつかり申候以上

二月四日

井出志摩黒印

井出志摩守殿

又新風土記曰、道雄案スルニ、採藥記奉使小録ニ、上田村海野彌兵衛ノ宅ニ宿リテ、神祖ヨリ  
賜ハリシ白鳥ノ徳利ニ美酒ヲ入タルヲ出シタルコトヲノス、又御茶壺ノ手形ヲノス

尾張宰相様

- 一、玉虫の御壺壹ツ
- 一、楊柳御壺壹ツ
- 一、御あちや様御壺壹ツ
- 一、御覽殿御壺壹
- 一、御なつ様御壺壹
- 一、御龜さま御壺壹
- 但文有之
- 一、御もちさま御壺壹

以上

惣合拾六渡申候

慶長十七年五月五日

宗 圓 在 判

海野直右衛門 在 判

海野彌衛兵殿、朝倉六兵衛殿

但御部屋様方例之通渡ス

海野朝倉等が事を、人をして猶さぐるに、さきに記す由緒書のみにて、別に記すべき事などもあらねば、新風土記の説のまゝに記し置ぬ

## 【遠藤新田】

遠藤新田といふ所の長に、五郎太夫といふ者あり、彼が始祖は甲陽の武田家の從臣に、遠藤伊勢守といひし人の二男にて、傳藏正忠といひしが、武田家ほろびて後、甲斐國巨摩郡なる成島と云所に、隠れすみけるが、終に其所にも住かねてければ、弟なりける五平といふ者を、成島のかくれ家に残し置て、かの傳藏には山をつたひ、嶺をわけて、駿河の安倍の奥なる山里にいたりつきて、其所に足をとめけるが、後、安倍川のほとりに小屋つくりてありける、いやしき人によりて住家をもとめけるに、かの賤しき人のあなひにて、文祿のころ芝地山添中の郷といふ所に、さきの如く、小屋つくりてすめる者のありける所にいたりつきて、そこなりける洞に小屋つくりて、甲陽よりつれ來りたる者をはじめにて、こなたかなた

より人夫をあつめ、喰を與へつ、田畑を開きけるが、其比神祖駿府の御城にいましければ、かゝる由を聞えあげ、るに、神祖其事をき、とゞけ玉ひしとぞ、かくて神祖此所を遠藤めが原と宣ひしより、人此所を遠藤原と呼けるが、住所の川岸なるまゝに、いとすみうき由を聞え奉りければ、慶長二年彦坂九兵衛をして住所開發の爲にとて、堤川除などをたまひしかば、又さらに開きたりける田畑のうちを、いさゝか御高入になりて、遠藤新田と地名をあらためられし由又神祖府城にいませし時、かの傳右衛門おほん城に登りてけるが、傳右衛門二りの男子ありて兄を五太夫とよび、弟を兵右衛門といひけるを、神祖に奉り勤仕をなさしめしが、五太夫は父を養はんか爲に家にいたり、弟の兵右衛門は頼宣卿に仕へ奉りて、終に紀の國にいたり、今にその子孫家祿をつきて存在する由也、彼の五太夫か家にかゝる口傳へはあれど、家記などは絶えてなき由也

卷尾理七論記 七



名平藤原地記巻七

益津郡

【日本坂】

花澤村といふ村に、日本坂とよべる坂あり、この坂新風土記に曰

法華寺ノ地中ヨリ登峠ニ至リ、半里打越一里許ノ坂ナリ、東ノ麓小坂村ナリ、有渡益津兩郡ノ境ナリ、此坂道古ノ官道ニシテ、小川驛ヨリ横田驛ニ至ル直道也ト云、又大古日本武尊ノ越玉ヒシ道ナル故ニ云トモ云傳フ古傳説ハイカバアラン、今地理ヲ以テ見レバ、今ノ官道宇津ノ山ノ方ヨリハ直道ナリ、然レドモ道ノサカシケレバ、後ニ今ノ官道ハ開カレタルナルベシ、此峠ヨリ眺望絶景ナリ中略神祖度々御遊行ノ地ナリ、日本坂ノ名、一ニ朝鮮カ谷ト號ス、上意ニヨルトカヤ、此山燈籠草ヲ生ト云々

又ある書の説に、神祖此道を間道となし玉ひ、通らせ玉ひしことありし由、又この坂の景よきをもて、神祖日本坂と唱へ玉ひしよりかく稱す由を記せり、又或説に天正七年當目といふ所に

御陣を居すまられ、夫よりこの坂を越玉ひ、安倍川の西河原まで御勢を進められ、一旦御愷陣ありしとなむ

【旗掛、鞍掛、駒繫】

石脇村といふ村に、御旗掛石、御鞍かけ石と稱する二つの大

石あり、その傍に古松の横たはれるあり、夫をおこま繫ぎの松と、なふ。この松古へは三木ありしが、今は只一木になりしが、猶昔の俤残さむとて、いつの比にか古松のこなたに三木の松を植添て、いとふとしき繩をみしめのこゝろもて、彼の三木に結つく、又二つの石にもおどろく敷まで太しきしめ繩をかく、是や天正七年神祖當目にいくさたちし玉ひし時、此石に御旗をかけ玉ひ、御馬をかの松に繫ぎ玉ひしとぞ、斯て日本坂をこえ玉ひし由村老のいへり、新風土記曰

石脇旗掛石一鎗掛石、正行按するに、石の形高さ八九尺にして、幅二間斗りき覺ゆ、されば馬繫松

四株、正行按するに四株さいへるは誤なるべし、四株の内一株は古への道ノ傍ニアリ、此處遠江伊

良ヲ渡相川村ヨリ通路高草山ノ内日本坂ヲ越、國府ニ至ルノ道ナリ、天正年中神祖往返シ玉ヒシ時、爰ニ憩玉フ所ニシテ、簇ヲ立、馬ヲ繫ギ玉ヒタル處ト云傳フト云々

又同書に

此里ノ女婢等織機ノ工手トナランコトヲ祈リテ、此石ニ賽ス、ハタカケト云ニヨリテカ、ル

浮タルコトヲナスモ、田家婦女ノ習ヒナリト云々

【濱當日】

濱當日といふ所あり、新風土記に曰

遠目ノ赤地御陣ト云ハ、今當村ノ地名源太夫島ト云處ニ、字赤地ト云處存ス、此御陣ハ天正七年九月十九日、望宗ノ城ヲ攻玉ヒシトキノコトナリ中道雄按ズルニ、此所ノ合戦ノコト

記録ニ出ル處異説多シ、甲陽軍鑑ニハ此處ノ戦ノコト曾テ見エズ、天正八年十月二日、家康公駿河持舟ノ城ヲ責落シ、三浦兵部、向井伊賀守ヲウチ取トノミアリ、本朝三國志ニハ、天

正九年五月五日ノコト、ス、武徳編年集成天正七年九月十九日駿州御進發、持舟ノ城ヲ陷、城將三浦兵部義饒討捕、城ヲ燒棄ラル云々、又天正十年神君駿州御發向持舟ノ城主朝比奈駿

河守政貞奥原日向數百人ヲ率、遠目峠ニ戦フ、神君ノ魁將奥原ヲ破リ、首八十餘級ヲ得ル直臣石川又四郎重次初陣ニ魁シ、須藤左衛門ト云剛兵ヲ鎗付、其首ヲ得タリ、遠目峠ヲ守リ

シ屋代越中守正國、歩將關甚五兵衛、丸子ヲ守、諸賀兵部甲州へ走ル云々ト記シテ、須藤ノ討レタルモ、此時ノコト、ス、又御年譜ニ云、天正六年八月、公出干駿州至遠目、引兵而還

自持舟遮之使石川數正等拂之、依擊取數十人、敵逃入城中コレ遠目ニテ戦アリシ初ナリ天正七年九月十

八日公入駿州、十九日命松平家忠、牧野康成等、拔持舟城一色左京殺山城守、三浦兵部、尾崎平殺向井伊賀守、軍鑑ニハ天正八年

十月二日ノコト、ス、三河記、三國志ニハ、天正三年八月ノコト、ス、トモニ非ナリ、寺社ノ記ニ多ク見エタリ、年月ノ正シク記シタルハ、淺間社人新宮太夫ノ記ニ、天正七年九月十九日兵火トアル

ニテ年月明カナリ、天正八年五月四日卒遠目、陣八幡山、五日戰兵還石川數正爲殿、時朝比奈駿河守兵躡跡、數與之戰、斬敵勇士三十二人云々コノ戰ニ石川又四郎須藤ヲウチシコトヲ不記今ニ至リテ五月五日ヲ以テ須藤カ靈ヲ祭ルチミレハ、此日ナル天正十年二月十九日至田中、廿一日至駿府カクアリテ、遠目峠ノ戰ノコトナシ、廿七日持舟城主朝比奈清和トコトウタガヒナシノ方ノ如クナルベシノミアリサレバ編年紀斯ク此處ノ戰四度ナリ、斯シバノ、此處ニテ戰アリシコトハ、此處田中ヨリ駿府ニ至ルニ、宇津谷ノ方ニハ丸子ノ城アリテ、道遠ク、用宗ノ城ハ此山ヲ越テヨリアナタニテ、此道ヨリ行ハ近道ナレバナリ、御年譜ニ天正十年二月コノ處ノコトヲ記サレドモ、今コノ村ニモテル古文書ヲ以テ證トスレバ、此時モコノ處ヲ通り玉ヒシコト疑ナシ、其文

此百姓等子細在之對朱印相出之上は當軍勢以不可□手差若於違背の輩は速可成敗者也  
仍如件

天正十年二月廿一日 御朱印

とうめ郷中

阿部善九郎承之

此御朱印賜ハリシ故ヲ以テ、今コノ村ニテハ御傳馬ノ役ヲ免除セラル、當日ヨリ駿府ニイタルノ道ハ、今モ通フ處ニテ、當日坂口ヨリ左ニツキ坂ヲ登リ、長公子ト云處ニ至ル、大日ノ石像アリ、是ヨリ海岸ニ下ル坂ヲ七曲リト云コノ處ノ山下、モト小濱ト云、高百丈餘、圍五十餘丈ノ巨巖海中ニ聳立、ソノ頂上ニ一奇樹ヲ生ズ、ト

ウノ松ト號ス、今枯タリ、惜ムベシ、元小濱ト云今ノ小濱村ノ舊地ナリ、下ノ麓ヲ垢離トリ場ト云、古波立或ハ海□ノ(欠)ヲ避テ山ヲ越、今西ノ方ニ住、ソノ時代詳ナラズ、是ヨリ磯邊ノ巨巖ノ間ヲ通ズ、波アラキ時ハ通ヒガタシ、此際凡十町程大崩ト稱ス、左ノ方ノ山ニ巖石聳ヘテ突出タリ、常ニ岩石轉倒ノ恐怖アリ、右ハ波浪ニ衣ヲヒタス、尤險難ノ間道ナリ、是ヨリ有渡石部村ニイタル、當日ヨリ石部ヘ一里、石部ヨリ駿府ヘ一里餘ト云、三河記ニ大神君由井、蒲原ニ打向ントシ玉ヒ、田中城ヲ左ニ見テ濱際ヲ押通り、先陣ハ上原、清水ニ著ス、御本陣ハ當日ニ居サセ玉フト云ハ、此道筋ヲ通り玉ヒシコト明カナリト云々

【當日合戦】

正行按ずるに、家忠日記曰

十七日天正七年九月ナリ北條氏政カ手合セントシテ御味方ノ軍勢駿州ニ入シカ爲懸川ノ驛ヲ發ス、十八日大神君駿州ニ入玉フ、諸卒ハ二山ニ陣ス、此日大神君田中ノ赤地ニ御陣座ト云々

この田中の赤地といへる誤にて、恐らくは當日の赤地なるべし、又村老の云、天正七年神祖當目にくさたちし玉ひし時、この村の者共より、竹木を奉てければ、前に見ゆる御朱印を賜ひしといふ、新風土記には此御朱印を賜ひし故をもて、傳馬の役を免除せらる、由を記せれど、公より免し玉ひしにはあらで、かゝる状をも賜ひしまゝに、その後傳馬の役を勤すなりし由、又濱當日村の長が藏する文書左の如し

乍恐口上書を以申上候

一、駿州田中領濱當目村古來之百姓にて御座候、然處先年權現様御取合の節當目村より石部越と申濱邊に御船被爲召候處に、波風荒く御座候に付、御難儀被爲遊、陸地の御尋被爲遊候に付て、郷中の者召寄、山路一里御座候處、乍恐御案内申上候、于今御思ひ道と申處御座候其外小坂越と申所迄御供仕、早速駿府迄御越被爲遊候由申傳候、就夫權現様御朱印頂戴仕候其砌私四代の先祖相果、唯今迄所持仕罷在候事  
右此度の御朱印御改に付則差上申候 以上

貞享元年子八月

駿州益津郡濱當目村名主藤太郎

御奉行所様

又此村の長のいへるに、武田晴信入道當日の山上に屯しける時、神祖その山の麓におはして、いかゞともなし玉ふべきやうもあらざりしに、此村の者共、山の麓なる波打際に大なる洞のありければ、その洞の内へ神祖を隠し參らせしに、明るの日晴信入道此所を引しりぞきしかば、神祖危難をのがれ玉ひし由いひ傳ふ、はたその洞を今に御座穴と唱するなり、此説いぶかしき事ながら、村老のいへるまゝに記し置ぬ

【田中城】

田中城の事、新風土記に曰

當村ノ境ニアリ、古ハ徳一色ト稱ス、一色左衛門正長コレニ據ル、甲陽軍鑑永祿十三年正月

武田當國ニ亂入ノ條ニ藤枝トク一色明テノク、是ハ堅固ノ地ナリトテ馬場美濃守ニ被仰付、馬出ヲトラセ、田中ノ城ト名ツク、暫番手持也、中略此城甲斐ヨリ番手ヲ置レタルニ、軍鑑ニハ板垣殿百廿騎ト云々、又江尻ノ城代山縣三郎兵衛昌景コノ城ヲモ兼守リケルニヤ、永祿十二年五月廿六日神祖諏訪原城江<sup>遠</sup>ヨリ大井川邊巡見ノトキ、山縣ト礫戰ノコト諸書ニアリ、山縣此城ニ居シトキノコト也、天正三年朝比奈又太郎、遠州高明ノ城ヲ開、當城ニ入ル、天正六年三月神祖ノ御勢當城ヲ囲ミシトキハ、守將一條左衛門大夫信龍ナリ、天正八年依田右衛門尉信蕃天正九年二月依田城ヲ開テヨリ、神祖ノ御領國トナル、此城ニテ合戦度々ナリ、甲陽軍鑑天正九年五月、家康藤枝迄ハタラキ申サル云々、天正十年家康公駿河御手ニ入云々、江尻、田中、懸川、所々留守居ヲ置云々

御年譜

天正六年三月、公至掛川、八日公陣大井川邊、九日我兵攻田中城、十日公還至諏訪原城、天正八年五月三日我兵攻田中城、四日至于遠目陣于八幡山<sup>コノ山ハ志太郡八幡村トテ田中ヨリ北ノ方近キ處ナリ遠目ハ東方ニテ書サマ紛シ</sup>五日戰兵而還石川數正爲殿云々、十月廿三日命石川數正率兵而出田中  
天正十年二月十九日至諏訪原諸兵至金谷屯之、廿日至田中城守將依田信蕃<sup>左衛門尉</sup>請和至奔甲州其外コノ城ニテ戰功アリシ諸士ノコト三河記ソノ外ノ書ニ出、事長ケレバ略スト云々

又同書に御領國となりしより城主の次第を記すこと左の如し

高力與左衛門清長後河内守、  
采地一萬石 天正十年七月四日初テ此城ヲ賜フ、同十八年ニ武州岩付エ移ル

横田内膳正村詮中村式部少輔藤原一氏ノ老臣ナリ、其出ル  
所ヲ詳ニセズ、采地三萬石ナリト云フ 天正十八年ヨリ慶長五年伯耆國ニ移

ル

酒井備後守忠利采地一  
萬石 慶長六年三月三日當城ヲ賜ヒ、同十四年掛川ヘ移ル

御番城、御城代大久保甚左衛門忠直

駿府政事録、慶長二十年二月十二日田中著御、彦坂九兵衛光政依爲御代官獻御膳トアルニ  
ヨレバ、彦坂氏御代官ニテ此城ヲ守リタルニヤ、慶長十五年ヨリ神祖駿府御在城トナリシ  
ヨリ御番城トナリシナリ、駿府政事録、三河御日記、御年譜等ニ、神祖遊獵ノ時此城ニ宿  
リ玉フコトシバノミエタリ、御城代ノ初ハサダカナラズ、此大久保氏ノコトハ、大久保  
忠直ノ家譜ニ、大久保忠俊六男忠直、始權十郎又荒之助、後ニ甚右衛門、元和五年己未賴  
宣卿改駿河領紀州、因是奉命爲田中御城代、且賜采地五百石、都合二千五百石、元和八年  
壬戌十二月廿六日於田中城病卒、法名常德院日宗ト見エタリ、然レバ慶長十五年ヨリ元和  
四年マデノ間、御城ノコト詳ナラズ、又寛永二年ヨリハ大納言忠長卿ノ御領國ナリ、大納  
言家ノ御時淺井六之進道多與カトモニ高三千石當城ノ御城ノ御番ヲツトムト新宮氏ノ家記

ニアリ、寛永十年大納言家御没洛ノトキ、此城ヲ請取ベキ命ヲ蒙リテ來リシニヤ

松平大膳亮忠重領二萬  
五千石 寛永十年八月此城ヲ賜リ、同十二年六月遠江ノ掛川ニ移ル、忠重ハ櫻

井ノ族ニテ、松平宮内少輔忠頼ノ子ナリ、宮内少輔、武鑑作左馬允、大膳亮作大膳大夫

水野監物忠善領四萬  
五千石 寛永十二年八月四日コノ城ヲ賜リテ、同十九年七月三州吉田ニ移ル

松平伊賀守忠晴領二  
萬石 寛永十九年九月三日コノ城ヲ賜リ、正保元申年三月十六日掛川ニ移ル

忠晴ハ藤井ノ族ニテ伊豆守信吉ノ二男ナリ

北條出羽守氏重領二萬  
五千石 正保元年コノ城ヲ賜リテ、正保慶安元年掛川ニ移ル、氏重ハ今川氏

ノ老臣、遠州土方城主福島上總助正成ノ子孫ナリ氏重傳  
下略

西尾丹波守忠照領二萬  
五千石 慶安二年二月當城ヲ賜リ、同隱岐守正峰武鑑ニ忠  
成ニ作ル 延寶十年未九月七

日信濃國小室ノ城ニ移ル

酒井日向守忠能領二  
萬石 延寶七年コノ城ヲ賜ル、天和元年十二月家絶タリ、此時ノコトイカナル

由ニヤ、本多伊豫守忠恒ノ家譜ニ、天和元酉年十二月酒井日向守忠能沒收時命駿州田中在

番事ト見ユ志太郡ノ老人ノ言ニ日向ノ(欠)升トテ(欠)ナル升  
ニテ年貢ヲ收シトカク(欠)道モ多カリシ故ニヤ 仙石越前守正明ノ家譜ニ、天和元

年十二月十一日以奉書引受取駿州田中城酒井日  
向守忠能 之旨依之同月廿五日上田出馬、翌正月

四日田中城受取、十三日發田中、廿一日歸上騎歩合三千トアルニテ明ナリ、忠能ハ雅樂頭

53

忠世ノ二男忠清ノ弟ニテ二万石ヲ分ラレタル家ナリ

土屋相摸守政直領七萬五千石 天和元年コノ城ヲ賜リ、貞享五年常州土浦ニウツル

太田攝津守領三萬六千石 貞享五年コノ城ヲ賜リ、濱松ヨリウツル

太田熊次郎資重 寶永二年四月奥州棚倉ノ城ニ移サル、資重後ニ備中守資清ト云フ、資直

ノ子ナリ

内藤紀伊守一信領四萬五千石 内藤ノ家譜ニ、寶永二年乙酉四月廿二日、轉棚倉城賜駿州田中城始

太田熊治郎資重預之、是田中者東海道要樞之地也、資重依爲幼年、今一信賜之、正徳二年

五月爲大坂御城代

土岐伊豫守頼既領三萬五千石 正徳二年五月此城ヲ賜フ、同丹後守頼稔享保十四年京都諸司代トナ

リ、上州沼田ニ移ル

本多伯耆守正矩 享保十五年七月沼田ノ城ヨリ此城ヲ賜リテ移シヨリ、代々今ノ城ニ住ス

正矩カ傳爰ニ略ス

或云當城古ノ大手東南方新宿ト云方ナリ、今志太郡水守村ヨリ官道ノ南方ニ大道アリ、御

成海道ト云、道古ノ大手ノ方ニ當レリ、此道ハ神祖駿府御在城ノトキ、シバく遊狩ノ爲

ニ山西ニ至リ賜フ時田中ニ宿リ玉フト云コト、政事録等ニ見タル如シ、駿府ノ方ヨリ當城

ニ至ル順路ナリト云々

元和二年正月廿一日に神祖この城に渡り玉ひしことはじめの巻に記せり、よて爰にはぶきぬ

【藤枝御殿小路】

藤枝の驛に御殿小路といふあり、新風土記に云

御殿屋敷跡上傳馬町南裏ニアリ、傳テ云、元和年間家光公御上洛ノ時、假ノ御殿ヲ造營セシ

處ト、或ハ上古庄司某ノ居地トモ云、未詳ト云々

此事をさぐるに、藤枝の宿なる上傳馬町といふ所の裏に、御殿小路と、なふる所あり、新風土記に御殿屋敷跡といへる、今別にある事なし、恐らくは御殿小路の事なるべし、俚老のいへるに、この御殿小路といふは、此國豊太閤の領國となりし比、この處に枝城などのありしかの由いひ傳ふとぞ、此小路の少しあなたにおくら小路といふ所あり、これや彼の枝城のありしころ糧米くらなどのありけん由言傳ふと也

【白子町】

益津村といふ村に白子町といふあり、新風土記に云

此町ハ天正四年神祖伊賀越御難ノトキ、伊勢國白子ヨリ御船ニ召レ、三河ニ渡リ給ヒシトキ御舟ニ仕奉リシ舟人、神祖此國ニ移リ玉フトキ隨ヒ參リテコノ所ノ地ヲ賜ハリ、藤枝新白子町ト名ツケ玉ヒ、地子諸役免除ノ御朱印ヲ賜フ、其時ヨリ里民小川孫三ノ子孫小川立庵、今ニ傳來スト云々

人をやりて此事をさぐるに、家あるじのいづちへか行てあらざりしかば、その事しれずといふ猶重ねて探るべき暇のなかりしが、府の御代官池田氏も、御遺蹟の事をさぐりて小川立庵が由緒書てふものを得たる由なれば、夫を乞得て此末に記し置ぬ

### 小川元祖古來由緒之事

抑元祖小川孫三儀は、勢州白子の者に御座候處、家康公様天正年中に及候節、泉州堺より伊賀越勢州白子え御移被爲遊候節、左右の敵軍多、既に御大切の刻、小川孫三作仕四月頃なれば麥刈込居候處、家康公様御欠込被爲遊被仰候は、只今跡より大勢敵軍追欠來る間、困て吳と仰候、奉畏候と申麥の内え御入申麥積掛居候處、大勢入込、只今は家康公欠込候何國に隠置候哉有様可致白狀、及異儀ば踏込家さがし可致と嚴敷御尋有、孫三答て左様成御方は是えは一向御見え不申候と申候得ば、大勢家内え入込、慥に是え欠込候に無相違と、家内明細に致詮儀候得共、一向尋當らず、扱々不思儀成事哉と申居候處、孫三申候は、左様被仰候得ば、先刻私の所御一人裏道え御通被成候左様成ば其御方にて候哉と申候得ば、左有ば一刻も早く追欠可參と大勢一同に罷出候、夫より暫四方を考居候内、最早日も暮に及、御大切の砌小川孫三御頼被爲遊、白子若松の浦より夜船にて尾州床鍋と申所え御著船奉成、夫より三州大崎迄奉御送候様重て御上意被爲遊候に付、知田郡上半田村より陸地御供仕、無御恙三州大崎より駿河迄奉御送、是迄御被爲遊候に付、一先私儀は勢州え罷歸申度奉御願上罷歸候處其後勢州神戸の御城主織田三七殿、家康公様御送の儀に付色々御吟味強く、曲事にも被仰付候程の御詮義嚴敷候得て及難儀候故、田畑財寶打捨夜逃仕、夫より段々家康公様御尋申、右の

趣奉達御上聞候得ば難有奉蒙御憐愍之仰御分國之内、駿州藤枝東芝間の節、此地勢州白子と心得住居仕候様被爲仰付、難有家作仕、則新白子町と御名附御取立被爲遊、難有、親類共追々尋參此地に住居仕罷在候、然る處家康公其後孫三儀御尋被下、右爲褒美何なり共望次第可望と被仰、難有候得共、何にても望候儀無御座候と奉申上、其時代軍役等嚴敷候に付、諸役の儀御除き被下候は、難有奉存候と申候得ば、則諸役御免の御朱印、天正十四年八月十四日孫三え被下置、難有其節より頂戴仕罷在候、依之先年御公方様御上洛被爲遊候節、御登に小川内田御目見不仕候に付、還御の節御目見仕度旨、江戸表え罷下り酒井雅樂頭忠世様え奉願候處、則御添狀井上主斗頭様迄被爲遣、主斗頭様御披露被成下、乍恐御着奉獻上、御目見仕候依之御代々様御名代様御上京御上下共に小川内田御目見仕候、尤後々爲御印雅樂頭様よりの御添狀主斗頭様より私先祖え被下置、于今頂戴仕罷在候以上

頂戴の者

藤枝宿白子町  
小川孫三末孫

醫師

小川 立庵

小川家相續由緒の者

内田治郎右衛門

御朱印左に記す

山西藤枝白子町之事□新所□他國者旁以爲憐愍之棟別並人足押立以下令免之畢、但在々者共爲活勞役彼町に於在之者急度改出役等可申付□子細有之者對朱印可申付之狀如件

天正十四年八月十四日

全 阿 彌 奉之

小川 孫 三

### 【馬上水】

平岩といふに馬上水とて、古き石井あり、俚老傳へて云、昔神祖此あたりと

狩せさせ玉ひし時、おほん馬にのらせ玉ひながら、此泉の水を聞しめし給ひしより、馬上水といふ名を負りとぞ、この石井今はいたくあれて、井の姿を殘せるのみといふ、此井より凡七八反ばかりあなたに芭焦山東泉寺といふ寺あり、東泉寺と唱ふをもてみれば、恐らく此泉によりて名つくる所の寺號なるべし、然らばもと芭焦水となへしを、かかる附會の説をもて馬上水となせしにはあらずや、されど馬上山と書むは文字の雅ならぬをいとひて、芭焦山と書替たりしか否をしらす

【弘徳寺】

野秋といふ所に惠日山弘徳寺といふ寺あり禪曹洞宗坂本村林叟院末御朱印高三石新風土記曰

駿府政事録ニ、慶長十九年二月廿日午刻、洞家法問云々、法問衆ニ廣徳院アリ、當時ノ住持ナリ、慶安年中寺領ノ御朱印ヲ賜フト云

ある日此寺へも人をやりてしかくの由をさぐるに、こも折ふし住持の寺にあらざりしかば、さる事の由知ざる由をいふ、猶さぐるべきに道の遠きがうへに、その暇のあらざりしかば風土記の説をのみ記せり

【蓮生寺】

平島村といふに、西池山蓮生寺といふ寺あり淨土眞宗除地二石此寺慶長年中神祖濃州

大垣の城を攻玉ふ時、此寺に立よらせ玉ひけるに、此寺あらぬさまなりしかば、などてかゝるさまなるぞと尋ね玉ひしに、敗軍のともがら寺内へ亂入し候まゝに、かくあらぬさまになりた

る由住持のいらへ奉り、はたかく寺の荒たるを歎き聞え奉りしかば、御朱印の制狀を下し玉ひし由、又神祖御勢の來る待玉はんが爲、寺の後なる所にて鷹狩などなし玉、おほんみづから鳩をうち玉ひしとぞ、よてその處を鳩打川と、なふ由言傳ふと住持の僧のいへり、正行按ずるに此國庵原郡にも俗に呼てはとうち河といふ川あり、この川は隅田川の流末にして、もと旗うち河と、なへしを、よこなまりて今俗にはとうち川と云也、山川名を同じうすることめづらしからねど、猶此河の名いぶかしきに似たり

【焼津入江大明神】

焼津といふ所に入江大明神といふ社あり社領御朱印高七十石、地九ヶ所、社僧の舎一宇

下社家一軒

神祖國府にいませし時、度々此社にならせ玉ひ、神主が家を御陣所となし玉ひしかば

あまたもの賜ひしとぞ、されど元文の比大災に罹り、賜ふ所の物悉く焼失して、今はその賜ふ所の物を記したる文のみ殘れる由、又御成御門と稱する門のありけるも、いつしか朽腐し、今はその門のありし跡とて、俗に持の神と稱する神の祠をいはひ置るのみにて定かならずと云

【石川新三郎】

石脇村といふに、原川新三郎と申者あり、新風土記に曰

此村ノ人、天正年中、神祖遠目筋御陣ノ時、新三郎唱師トナリ、農民ヲカリ御加勢ニ加リ、日本坂ノ御導ヲナスト云、今ニ至テ石脇、岡當目、濱當目、吉津、野秋、成澤ノ六ヶ村諸役ヲ免除セラル、原川氏ニ諸役免除ノ御朱印ヲ賜フト云々



此ことを尋るに、風土記の説の如く、村民らをあつめ、をのれ將師の如くなりて岡部より丸子までの御道の安ないし參らせしかば、苗字帶刀をゆるし玉ふ所の狀を下し賜ふ、かくて諸役をゆるし玉ふにはあらねど、かゝる故をもて此後傳馬の役は勤めずなりしとぞ、新風土記に諸役免除の御朱印を下し賜ふといふは誤れる也

### 【井伊直孝の母】

新風土記、中田といふ所の八幡宮の事を記す條に

道雄案スルニ、藩翰譜ニ云右中將藤原直孝ハ侍從直政ノ二男也、直政ノ室ハ松平周防守康親ノ娘ナリ、夫ニ隨ヒ來リシ女ノ直孝ヲバ生ル也、直政ノ室彼女ノ孕ムコトアルヲ知テ、其父ガ許ニ送レリ、其父ヲバ印貝德右衛門某ト云テ、康親ガ家ノ侍也、コノ年天正十八年ノ秋、徳川殿關東ニ移ラセ玉ヒ、直政上野國箕輪ノ城ヲ給ヒ、康親ノ子康重、武藏國私市ノ地ヲ給リテ、印貝關東ニ移ルトテ、駿河國藤枝ノ宿ニテ直孝ハ生レテケリ、六才ニ及ビシトキ、母イダキテ箕輪ノ城ニ超キ、直政ノ外ニ出シテ待ツケ、此御子カクマデソダテ參ラセテ候、今ハ渡シ參ラセサムラフベシト云テ、ミヅカラ參ラセテ私市ニ歸リヌ云々トアルハ此處ノ傳ト異ナリ、近キ頃マデ藤枝ノ左車町ニ、橋屋ト云茶屋アリテ井伊家ニ由緒ノ者ナリトテ、彦根ノ殿ノ通行ニハ、此八幡ノ神主ト共ニ目見ニ出タリト老人ハ云傳フ、今ハ其家斷絶シタリ、此村ノ百姓新村五郎右衛門ト云モノ、宅ニテ直孝ハ産レ賜ヒシトテ、其母公モ新村氏ノ娘ナ

リト云、若クハ印貝德右衛門ノ養女トナリシヤ、毎年ニ八幡神主山川藤藏ト、此新村五郎右衛門ト二人井伊家ヘ年始ノ禮トシテ江戸ノ邸ニ出ルコト、今ニタエズトイフト云々

此事をさぐるに、新村五郎右衛門と名のる者今はなくて、松村五郎右衛門と申者あり、彼年のはごとに井伊家にいたりて、新年を賀るといふ、よてしかくの事を尋るに、さる事ありしやしらすといふ、されど今にこの松村五郎右衛門、山川藤藏、杉崎新右衛門の三人、年毎に井伊家の邸に出るといへば、新村は松村の誤にて、この家かの傳へを失へるなるべし、此事御遺蹟にあらねど、神祖のむねとの臣の由緒なれば、爰に記し置ぬ

### 【川守藤兵衛】

中村といふ所に、川守藤兵衛と申者あり、新風土記にいはく

神祖天正年中當國御陣ノ時、瀬戸川安倍川ノ嚮導タリ、此者大力ニテ、公御馬ニテ渡シ玉フトキ、戸板ヲ以テ川水ヲセキ、御馬ニソヒテ涉リシトカヤ、因テ川守ノ氏ヲ賜ハリ、其他賜モノ品アリト云、子孫今存ト云々

よてさぐるに、この家零落し、さきの年家あるじもみまかりていまは嬪婦のひとり住るのみなり、かれに事のよしを尋るに、さたかなるいらへもなき由也

### 【白子の次郎左衛門】

白子町といふ町に、次郎左衛門と申者あり、新風土記に云

らく

鷺巢氏次郎左衛門 世々白子町ノ住民ナリ、慶長年間酒井侯田中城主ノ時、侯ノ恩命ヲウケタル者ニテ、下傳馬ノ驛長トナル、此者ノ宅ニ神祖入御アリシ事度々也、家傳云、其先祖次郎左衛門清長トテ、今川家ノ臣ナリ、永祿十二年ノ後浪士トナリ、爰ニ住ス、酒井忠利ノ書翰等所持ト云々

この次郎左衛門が家の事を尋るに、彼もはやくの年家あるじのみまかりて、その後孀婦の主となりてこの家をもちけるが、近き比今の次郎左衛門と申者さる方より來りて此家を續てければ、昔此家に神祖のならせ玉ひしことの傳へも今は傳へずなりしとぞ、たゞ酒井家よりあたふ所の古き文どもをかれが家に藏せり

【藤枝の櫻井】

藤枝の宿に櫻井次郎右衛門と申者あり、彼が家の記左の如くあり

櫻井次郎右衛門由緒書

右櫻井次郎右衛門儀は、元來堤次郎右衛門と申者にて、今川家の浪人の由申傳候中略今川家御滅亡の上は、他家に相勤罷在候處、本意に不奉存、加々爪家を御暇申請、氏眞の御行衛相尋申度、其上妻親元儀は北條家の從者にて、遠山金十郎と申者に御座候處、永祿四年相州小田原城門蓮池合戰の節、父子戰死仕候處、跡式の儀も相知不申、然共小田原表に一族共も有之由に付、妻子共は所縁の者に預置、小田原表迄罷下候覺悟にて、藤枝驛迄罷越候處、同所鬼岩寺は今川舊好の寺にて、其上親次郎右衛門俗縁も有之候由に付、是へ立寄、住持對面の上

始終の物語仕候處、達て差留候に付、暫罷在候處、右村内に居所迄補理、段々教訓申聞候に付難默止、右に付遠州表へ差置候妻子をも引取、浪人に罷成、夫より漂泊仕罷在候

一、東照大權現様、天正十年甲州御進發の節、當所瀬戸川出水、御渡川難被遊、其節堤次郎右衛門父子大勢の者引連、瀬戸川を越、途中迄罷出、夫より淺瀬を見立、御同勢迄不殘御越立仕候付、次郎右衛門御尋有之、於川端御目見被仰付、御歸陣の節猶又可罷出旨被仰付候、然る處甲州表におひて、數ヶ所の御合戰御勝利有之、武田家悉滅に及、依之當國は東照宮様の御領地と相成、御歸陣の節當國於所々に被爲遊御見廻、藤枝鬼岩寺は永享年中足利將軍義教公富士山爲御見物御下向の節、國主今川上總介範政鬼岩寺迄迎接有之、普請並築山、泉等爲饗應新規出來有之、今に其舊跡も有之由、御覽可被遊由にて、鬼岩寺被遊入御、其節次郎右衛門儀御尋の上被召出、先達て於瀬戸川相勤候爲御褒美、居屋敷分不殘被下置候旨被仰渡候、鬼岩寺住持難有旨御側衆迄御禮申上候由、則當時罷在候居屋敷にて御座候、右次郎右衛門儀、天正十八年行年六十六歳にて病死仕候、悴門藏名跡相續仕候

一、慶長年中御治世に相成、同九歳彦坂九兵衛様御檢地の節、右居屋敷鬼岩寺村御水帳表反別二畝六歩、御除被成下、其後西尾尾隱岐守様田中御領主の節、寛文三卯年再御檢地被仰付、此節御水帳は相替候得共、堤次郎右衛門居屋敷先規の通御水帳の表御除被成下候  
一、慶長年中此邊も駿府御城附にて、彦坂九兵衛様御支配御座候處、門藏儀御支配え奉願上候は、天正年中親次郎右衛門居屋敷頂戴仕罷在候處、是迄何の御奉公も不仕、冥加の程奉恐入候に付、如何様輕御奉公にても被仰付被下度段願書差上候處、御取上追て御沙汰可被成下由被仰付候、然處慶長十年より駿河御城御普請の御催有之、其上駿遠三の内、往還通、橋々御懸替、其外在々所々に入樋等迄御伏替有之候積にて、此邊の山林にて夥敷御用木根伐被

538

仰付候、就中大井川通は往還下道護林より川上は、千頭山迄西側根山林共に御用木根伐被仰付候に付、其節門藏儀被召出、山林立木見分並大井川通流木改役新規に被仰付候處、姓名の儀故障有之、櫻井次郎右衛門と相改、其節田川佐次右衛門、杉戸七郎次と申者兩人御差添被下、何も相應の御給米被下置、彦坂九兵衛様御支配被仰付候

一、駿州志太郡下小田村に所持仕候御除地の義は、右次郎右衛門御役中、新田開發仕、彦坂九兵衛様申上、御改請候處、反別二丁一反七步有之、右の内一町六反八畝十八步は御年貢地に被仰付、相殘四反一畝十九步は次郎右衛門え被下置、右御年貢地の分、慶長十四年より御免狀渡申候、其後少々宛年々開發仕、元和四年再御改相願候處、先達て御改相濟候新田共に惣高二十九石八斗七升一合地に相成候、右之内廿石五斗二升地は御年貢地に被仰付、相殘九石三斗五升一合地は次郎右衛門え被下置、右の分御免狀表内立にて御引被下、御除地に被成下、其後水野監物様田中御城主の節寛文十二亥年右御除高九石三斗五升一合地は御免狀高外に被成下候、右御除高の分從前々右村方の者小作に附置、作米の分小作手前より年々請取頂戴仕候

一、寛永二己年より、田中表は駿河大納言様御持に相成、此邊大井川通迄不殘御領に相成候に付、次郎右衛門儀彦坂九兵衛様より成瀬權左衛門様え、夫より村上三左衛門様え御引渡被成下、二ヶ所の御除地並御役御給米等前々の通右兩人様御支配にて相勤申候、尤田川佐次右衛門、杉戸七郎次儀も先々の通被仰付候

一、同十四年より大井川通米倉平太夫様御支配に相成、次郎右衛門儀附渡に相成、先々の通相勤申候、尤此節より御給米は相止、流木改十分一御材木の分御給分として不殘被下置候、尤十分一御材木の内に御入用の御材木は御支配より御沙汰次第差上候儀も御座候、佐次右

衛門、七郎次儀は御願申上退役仕候、此節より次郎右衛門一人にて相勤申候下略

かれが家にて、慶長年中より享保十五年迄凡百二十年あまり、かゝる役を勤めけるが、此年よりこの役をやめられし由也、かの家記に、神祖鬼岩寺へならせ玉ひしことを記せり、よて鬼岩寺の住持の僧にしかくの事を尋ぬるに知らざる由を答ふ

### 【郡の池端】

郡といふ所に、池端と、なふる者あり、新風土記

池端氏ハ當村ノ住人ナリ、姓氏不詳、本國三河ノ人ナリ、東照神祖三河ニ御座ノ時奉仕、同國ニテ御合戦アリシトキ、イツコノ地ニヤ敵ヲ追テ池ヲ越テ乗入、池ノ端ニテ打取テ手柄ヲアラハス、時命アリテ兄弟ニ名字賜ハリテ池端波之助、同水之助トメサル、水之助駿河御入國之時、益津郡々村ノ住士古澤兵作ガ鞏トナル、此古澤氏ハ古ヨリノ住人一色氏ノ後ナリ、水之助古澤ノ家ヲツグト雖モ、所賜ノ苗字ナレバ池端氏ト稱ス、嫡子彌左近強弓ノ射手也、後紀伊大納言頼宣卿ニ奉仕、此彌左近ヨリ當主彌五右衛門マデ七代コノ村ニ住スト云々  
こも人をしてさぐるに、折しも主の家にあらで、その事のしれざりしかば、まづしばらく風土

記の説のみを記し置ぬ

### 【山西の大工棟梁】

同し村に大工棟梁藤助といふ者あり、彼が祖なりける木原彦七郎といへる、慶長五年神祖關ヶ原御陣の時御供に召ぐせられ、御陣所の大工棟梁を仰付玉ひ

しが、其時の御戦に勝たまひしその御よろこびとして、あくる年の陸月十一日に駿州山西のたくみ等が棟梁たるべきの免状及び御刀振 御手鎗筋 高七石の除地をたまひ、苗字を名のることをゆるし玉ふ由にて、今にその時のたまものをかれが家に藏せり、則賜ふ所の免状左の如し是免置

一、駿州山西一圓細工所、同諸職可爲支配者也

慶長六年丑正月十一日

徳川家康 御書判

【勝知喜繩手】

鹽津村といふ村あり、昔神祖甲斐の武田と御鉾楯の時、しばし遠州小山より下海道を通らせ玉ひ、日本坂といふ山を打越玉ひしに、この坂いと峻しくて、人馬もに通ひ難りしかば、此村の者共出て山路をきりひろめ道橋をつくり、はた石脇村と此村との間なる野徑をかつちき繩手といへるが、雨の日はいたく道のしるくなりて、御勢をすゝめたまふこともなり難かりしかば、柴をもて道を造りしに、神祖の御説ありけるは、行軍のためにとよき道にこそなりたれ、こは正しくこたびの軍に勝べき兆なれば、此柴の名を是より後勝知喜と申習すべしとの御事なりしによりて、いまに柴の名をこの村にては勝知喜と唱ふとぞ、又夫よりしてかの繩手をもかつちき繩手と唱ふる由也、かくて後神祖府の御城に在しける時、日本坂を打越玉ひ、山西へ御鷹狩にならせられて、この村にとなる燒津北村阿彌陀寺などへ立寄

せ玉ひし時も、この村のものどもいで、道橋を造り、なべて御用のことをつとめしかば、その御恩賞としてこの村の高辻三百六十八石八斗三升永く宿役をゆるしたまひしとぞ、かゝることのかたじけなさによりて、燒津北村及びこの村の者共、毎年の正月十七日久能山の御宮へさ、げものをなして拜禮をなすといへり、かゝるによりて御紋附の繪符をも下し賜はりける、此村にもてる由也

志々那

【洞雲寺】

若王子村といふ村に洞雲寺といふ寺あり 本郡岡部林叟寺末 御朱印高四石五斗 慶長五年神祖美濃

の國大垣の賊徒を征し玉ふ時、大井川のみかさまさりて渡し玉ふことの叶はさりしかば、藤枝の驛に滞留なし玉ふ時、此寺にしようやうとしていらせ玉ふに、豫めかゝることのあないもなかりしかば、住持の僧のいかゞもてなし參らせむと、いと心くるしう思ひ居たりけるに、折しも此寺の檀那なりける五十海村の藤八と申者、接木の柿實の熟したるを佛に手向んとて、もて來りたれば、よき折しもなれば、神祖へ參らせ奉らん、くるしうも候はずやと御傍の人たちに聞えけるに、何條くるしき事が侍らん、とく參らすべうといらへければ、住持の僧かの柿實を

神祖へ参らせ奉りしに、柿の名は何とかいふぞと問玉ひければ、美濃柿と、なふ由申上ければ神祖頓てその柿をおほん手にとらせ玉ひ、美濃の大がきが手に入たりとの御説ありて、大に怡ひ玉ひつゝ、出陣し玉ひけり、日ならずして大垣の城を攻落し玉ひ、御軍を歸させ玉ふ時に、再びこの寺に立寄せ玉ひて、一夜を明させ玉ふぞ、その時、住持の僧に望みあらば申すべしとの御説のありしにより、制狀を下し賜はらんことを望み参らせければ、則ち制狀を神祖自ら書て下し賜ひし由言傳ふとぞ、はたこの時用ひ玉ひし御膳の具とて、御椀、御坪、御腰高<sup>三</sup>御平、御吸物椀<sup>二</sup>、御飯次、御杓子、御茶碗<sup>何れも御紋附</sup>やうのものを下し賜ひしとて、今に什寶とし存する由也

### 【高根権現】

瀬戸谷の郷に高根山といふ山あり、その山に高根権現と稱する社あり

社領御朱印高二十五石、並除地十二石 此社の神主遠藤式部と申て、かの山の麓なる高根村といふに住り、或人の説に、かれが遠祖なる者の神主たるころ、神祖こゝに來り玉ひし事のありしとて、今に御成の間と稱するが存する由をいへり、よてさぐるに、かゝる御事のありしかしらねど、今はさる事の傳へもなし、昔忠長卿の駿府におはせし時、かの卿爰より道のほど一里ばかり山の奥なる大久保といふ所へ鷹狩に行玉ひし時、ふたゝび三度此家に立寄せ玉ひし由、ある時忠長卿爰に來り玉ひしに、門の前にてまぐさをきり居たるを見られて、その物にてきらんはいとわづらはしか

るべければ、是にてきれとて藥研<sup>丈二尺五寸足</sup>を賜ひしとぞ、藥研もて秣をきらんことはい

はれなき事なれど、しばらくその傳へのみ、に記せり、又屏風<sup>金地</sup>なり一よろひ御紋付たる羽織をかの卿より賜ふ所とて、今に藏すとぞ、但し屏風はその時のものはいかゞなりしか、今もてるはそのうつしなる由也

### 【志太の八幡】

八幡の郷に八幡の社あり社領御朱印高百七十五石 この社昔伊豫守頼義朝臣、奥

州征伐の時道すがら此社に詣て、祈ことのありしが、京に歸り上る時、此社を建立せられしとぞかゝれば徳川の御家にもおほん氏神の事なればとて、いたく尊信し玉ひ、大納言忠長卿の御社に詣てられしことなどもありしとぞ、その後家光公より左に記す所の御朱印の狀を賜ひしと也

青山八幡領駿河國志太郡八幡郷百七十五石五斗事任先規令寄附之訖、全可社納並山林竹木諸役等免除永不可相違者也仍如件

寛永十八年九月廿七日

御朱印

### 【五十海の藤八】

五十海村といふ村に、藤八と申蒼生あり、昔神祖美濃の大垣の賊徒を征し玉ふ時、藤枝驛なる洞雲寺にいらせ玉ひしに、かの藤八なる者美濃柿の實を參せけるに

神祖殊さらに恰び思召れ、大かき手に入たりとの御説ありしが、頓て大垣の城を攻落し玉ひ、御勢返させ玉ふ時、この藤八なる物の家に立よらせ玉ふて望むことのあらば申上よとの仰ありしかども、その頃藤八が家のいと豊にありしかばさる事も候はぬ由をいらへ奉りしに、さらば是を所持せよとの仰ありて、皮の御袴及び御陣羽織などを下し玉ひ、さきに參らせし美濃柿の名をあらためて藤八柿とよふべき由仰ありしより、かの柿を藤八柿といふ由、その柿今に存する由なれど、そのかみのものにはあらで、藁などの成木なしたるにや、老木にもあらず見ゆるとぞ、御袴、御陣羽織今に彼が家に傳へて秘藏する由也、但し藤八が家の言傳へと、前に記す洞雲寺の傳といさゝか異也

### 【花倉八幡神領文書】

或人の説に花倉村の蒼生に源太郎と申者、曆應の頃よりの舊家にて、慶長より享保の頃までこの村の長たりし家こそ、嘗て天正十七年御朱印及び丹羽源左衛門氏久の與ふ制狀を藏する由をいふ、人をやりてそをさぐるに、昔秋山源太郎と申せしがその子孫今才兵衛とて、猶此村に住り、されどかれが家或は絶、或は興りしことのいく度にかありしまゝに、今は僅にその家名の残れるのみにて、御朱印を賜ひしことのさたかなる傳へはあらねど、此家の祖なりける者へ、御朱印を賜ひし二三代の後の家あるじの隠居して、同じ村のうちにすみけるが、彼隠居の料にとて、御朱印をもて行ける由を言傳ふと云、かくてこの隠

居のすみける家は別家となりて、今あるじの名を新兵衛といふ、依てこの新兵衛なる者にしかゝの由を尋ぬるに、彼が家に二石の御朱印地はもてれど、こは同じ村にいつきまつる八幡社の祭事の時、かれが家にて昔より灑掃の役を勤るをもて、かの社領二十八石の内の配當をうる由にて、そのかみいかなる故ありしか知らざる由を答ふ、依て、この社領のことを八幡の主石上兵部と申者に問に、社領の御朱印を賜ひしは、家光公の御時にて、神祖此社につきて御由緒などのありしや今絶てその傳へもなしといへり、御朱印の狀は左に記すが如し

花倉八幡領駿河國志太郡下郷之内廿八石之事任先規寄附之訖、全可社納並山林竹木等免除永不可有相違者也仍如件

寛永十八年九月廿七日

御朱印

### 【倉田の三郎右衛門】

瀬戸谷の郷なる倉田村といふ村の百姓に、三郎右衛門と申者あり、かれが家の祖へいかなるゆゑありてか、神祖より太刀を賜ひし由にて、今に藏せり、こは野太刀やうのものにて、凡身の長さ三尺二寸斗もある由、なかこに相州正宗入道ときりつけありとぞ、柄は革にて巻、鮫はぬりざめなるが、いたくあれて、目ぬきなどもうせて、いとあらぬさまなる由、又彼が家に左に記す御朱印の狀を藏せり

此百姓等子細有之、對朱印相出候上、當軍勢少も不可手差、若此旨於違背之輩者、速可處死罪者也

天正十年二月廿五日

山本帶刀奉之

高根郷中

〔大久保の彦左衛門〕

瀬戸谷の郷大久保村といふ村の蒼生に彦左衛門と申者あり

或人の説にこの彦左衛門の家の祖なる山本彦左衛門と申て、此村に住けるが、追立早馬などの諸の役をゆるし、賜ふ所の御朱印の狀を賜ひ、はた難波の御軍のとき鐵炮役といふ役を勤たる由を彼が家に言傳へて、御紋附たる玉藥箱などを藏する由をいへり、よてさる事ありや否をさぐるに、彼が家に二石の除地をもてり、又ある人の説の如くにて御紋附の玉藥入といふものを藏すれども、その傳へさだならず、又追立早馬の役をゆるされしなどいふこと絶て其傳へもなき由を、あるじのいへるとぞ、又彼が家に左に記す古文書を藏せり

大くぼの内彦左衛門作申分四石一斗二升高の内也十分一之夫錢年寄へあけしんせ候、さ候はやく等ゆうめん申候、山入一ツ家之由仍如此候

丑三月十一日

半

彦

大くぼの内彦左衛門

〔一色の御百姓家〕

一色村といふ村に、御百姓家惣右衛門と云者あり、彼が家祖

の惣右衛門といへる、神祖府城にいませし時、常に御城に出入して、たびく神祖の見參に入しかば、神祖みたらけ惣右衛門と呼玉ひし由、又一説、彼が名字昔良知と唱へしが、彦坂九兵衛檢地の時、九兵衛良知の字を埒の字と心得たがひして、埒は土を守ると書は百姓にはよき苗字にこそあれ、同じくは御百姓家と改んはなをよかるべしと九兵衛の申たりしよりかくとなふと也正行按ずるに、みたらけは、みたらから家のつまりたるなるべし、日本記に百姓をばはたからこよめり、此家既にさきの年御寶家と書し事もありしと云又神祖鷹狩にならせ玉ふ時、惣右衛門が家に立寄せたまふ由云傳ふといふ、はた其時かれが屋敷諸役を免し玉ひしとぞ、又其頃新田開發なせしかば、此村の内にて十五石の地を賜ひしとぞ、よて今に久能山御祭事の時、年ごとにさ、げ物をなすといへり、かゝることどもによりて、往還の助郷の役をも免し玉ひし由言傳ふといへり、かの開發の事によりて彦坂九兵衛よりあたふ狀を今に藏せり、則左の如し

田尻の内よこすか芝原新田に開可申由申上候、御公方へ可爲忠節之間、何程も才覺次第切起可申候、二年は作の内、三年目には御年貢をたて可申仍如件

午五月十三日

彦九兵衛判

みたらけ惣右衛門

またある人の説に、この家の祖に良知惣右衛門とて、徳實無慾の人にて、神祖御鷹がりにならせ玉ひし時、田野のあないし参らせしが、慶長の頃とかや、神祖御みづから書たまひし文書及び御羽織を賜ひ、はた八十石の除地を賜ふ所の文書を藏する由いへり、よてその事を尋るに、神祖より賜ひし由にて、今にかれが家に羽織やうのものを藏すれど、こゝらの年を経しまゝにいたくあらぬさまになりて、いまはその形もさだかならずなりし由也、この餘ある人の説にいふところのことども絶てしらざる由也、但し其處はさたかに知らざれと、爰より一里斗りあなたに神祖の鷹狩にならせ玉ひし所のある由を人のいへば、かれが祖なりし者の案内し参らせし事などもありしにやといへり

【石津の熊右衛門】 石津村といふ村の蒼生に、熊右衛門といふあり、天正の比神祖遠州小山より下海道に御旗を進め玉ふ時、御道の傍にして錢銀七文を賜ひし由にて、今に藏せり

# 蒼原郡

## 【保蟹寺】

大内といふ所に富谷山保蟹寺といふ寺あり 安部山中桂山村長元寺末、除地五石餘 此寺に古状を

藏せり、按ずるに有渡郡愛宕山寺領の事を、山田常賀といひし者、神祖へ聞え奉りしこと、前條有渡郡愛宕社の條に記せり、恐らくは此古状其時のものなるべし、よてその文を爰に記し置ぬ

尙々江戸表相替儀無之候

一筆致啓上候、先以御無事珍重に存候、然者其地愛宕山御朱印の譯以書付被差出候我等共宜言上申上候所に勿論筋目之儀と御旨に被思召候、先拜狀留置候、頓て御下向の砌可申承候委細中坊に申合候恐惶謹言

十一月廿一日

- 伊出石見守
- 品川帶刀
- 松平伊豫守
- 小出彈正

山田常嘉様

人々御中

## 【江淨寺】

江尻驛に方中山江淨寺といふ寺あり 淨土宗駿府寶臺院末、寺領御朱印高十五石 此寺信康殿の御なきからを葬り奉りしをもて、神祖より十石の寺領を賜ひ、後又家光公より五石の寺産をまし下



し賜ふ、この時御朱印をも賜ひし由也、信康殿御墓は本堂の後にありて、御法號騰雲院殿隆岩長越と彫つきたる小き五輪の石塔なり、但し今は御法號さだかに見え難き也

【一乗寺】 西方村といふに、庵原山一乗寺といふ寺あり 岡部坂本村林叟院末寺領御朱印高十四石 此寺天正年

中宗咄と申僧の開基なり、然るにこの宗咄、神祖の御心に叶ひ、神祖國府におはせしころ、折ふしに召れて御ものがたりなし玉ひしとぞ、かゝるゆゑをもて寺領の御朱印を賜ひし由、則御朱印の狀左に記せり、はた此寺も古記焼失して、言傳へのみなりといへり

一乗寺領 寄附狀

駿河國庵原郷西方村内十四石の事、全可寺納並寺内竹木諸役令免許訖者守此旨佛事勤行不可有怠慢者也仍如件

慶長七年十二月九日

内大臣

【大乘寺】 東方村といふ村に、高部山大乗寺といふ寺あり 禪臨濟宗、本郡興津清見寺末寺領御朱印高二十石 天

正の頃神祖鷹狩にならせ玉ふ時、此寺に立寄せ玉ひしこと折ふしにありしとぞ、はた此寺の薬師佛を信じ玉ひし由也、神祖此寺に立よらせ玉ふ時、けふは一乗寺にいらせ玉ふて息ひ玉ふべしや、大乘寺にいらせ玉ふべきやおはん供の人々の申上げるに、松の木のある寺に行て息ふ

べしとの御説ありしとぞ、御説の松は此寺の薬師堂の前にありしが、當時の松は老木となりて終に枯てければ、猶其跡に松を植たりしとぞ、この寺もいかなる故にや、寺記傳らず、たゞかゝるよしを住持の僧の口傳へにいふのみ也

【清見寺】 興津といふ所に清見寺と唱ふ寺あり 禪臨濟宗、京妙心寺末寺領御朱印高二百五十石餘 この寺昔は七堂

伽藍ありし大寺なりしが、兵火の爲に焼亡されて、廢寺の如くなりたりしを、今より十八世昔の住持の僧なりける大輝長老と申せし僧、神祖一かたならぬ御親しみのありしまゝに、この寺古跡なるうへに、由緒の事ともをも思召出させ玉ひ、かの大輝へこの寺再び補理すべしとて、黄金及び良材を贈ふとぞ、則今存する所の堂舎は、天正年中神祖の仰によりて苟且に建る所なりといへり、又神祖はじめ國府にいませし時、かの長老に章句などをうけ玉ひ、後又參禪などの御事度々にて、御親しみの淺からざりしかば、堂舎造立の後はしばしばならせ玉ひ此寺をして御祈願所に仰付玉ひしとぞ、又神祖國府の御城にいませし時、大輝長老を召て入室問答など御城の中にして執行しめ玉ふ、其時殊更なる仰ありて、武運長久の御祈の時服すべしとて、蜀江の錦九條の袈裟及び貨泉を賜ふ、錦の袈裟は、今に什寶として存する由也、又慶長年中堂舎悉く修理せさせ玉ひしが、其時客殿の板敷を猿樂などせんに、苟且の舞臺ともなるべく造るべしとの仰により、その如く作りしが、今にその儘に存するといふ、又かく修理の後猶いく度か此

寺にならせ玉ひ、ある時は寺にやどらせ玉ひ、猿樂などなし玉ひしに、御みづから書玉ひし能組を、あるじの僧に賜ひしとて、こも今に什寶としてひめ置り、御能組左の如し

あらし山、うねめ、かんたん、春ちか、かね平、大系、うたう、たうる

慶長五年の九月神祖關ヶ原御戰の御時、此寺を旅館となし玉ふ、よりにて御湯つけなどもうけ置へしとの旨をあらかじめ笠原采女より聞えたる處の文を今に藏せり、又津の國難波の御軍の時御安否をうかゞひ奉らむとて、使僧をして足袋などを奉りしに、御使をして賜ふ所の御返簡を今に藏せり、又いつの比にか神祖國府に在せし時、かの大輝長老御城に登りしに、雨風のはけしかりしかば、しかくくの物を賜ふべしとの仰ありて、御召の料なりける桐の板輿並に挑燈てふ物を下し賜ふ、長老則かの板輿にのりて歸寺せしと也、今にその板輿什寶とせり、又いつの頃にか、神祖此寺にいらせ玉ひし時、府の御城より虎石、龜石、牛石と名附し三ツの奇石をもたらせ玉ひ、御心をなぐさめ玉はんが爲に、此寺の池の邊なる岩組を何くれと仰ありて、かの三つの石を山の麓なる泉の傍に御みづから居させ玉ひしが、今にその時のまゝに存せり、又いつの頃にか神祖みづから接玉ひしといふ柿御所柿也臥龍梅と稱する梅、こも同じことの由にて今に存せり、又いつの比にか松柏、蜜柑の三樹を神祖みづから植玉ひし由にて、今に繁茂する也、又いつの頃か神祖より境内禁制の御朱印の狀を賜ふ、今に門外に建置といふ、又秀忠公い

とけなかりし御時、天滿宮の稱號を書玉ひたるを、かの長老に賜ふ、御眞跡左の如し

南無天滿自在天神

長丸七歳

又元和三年の十月神祖の姫君にて御謚を仙岳女英と稱し參らせし御方の菩提の御爲とて、此寺の本尊とする釋迦如來の像を造立なし玉ひ、姫君の御法號をかの佛の臺座に彫つけられたるが今猶存せり、かくて後家光公より寺領高二百二石五斗餘の御朱印の狀を賜ふとぞ、又家光公の御臺所のおもひ玉ふに、この寺古跡なるが上に神祖の御由緒も一方ならず、そが上に神祖の姫君の御爲に本尊の釋迦如來を造立なし玉ひし事などを聞せられ、台徳院殿、大猷院殿、宗源院殿、本理院殿の逆修の尊牌並に眞照院殿、浚法院殿、景光院殿、教善院殿いまだ世に生存し時尊牌を造らせ玉ひ、御祠堂料として黄金十枚及び赤地の純子の打敷てふもの二枚を、小こう、ます山と申二人の女房の文して寄附し玉ひし由にて、今に藏せり、又吉宗公紀の國におはせし比、吾妻へ御ゆき、の度に、此寺に立よらせ玉ひ、あるじの僧に時服白かねなどとらせ玉ひしといへり

【林香寺】

東山寺村といふ村に、林香寺といふ寺あり禪臨濟宗、寺領御朱印高三石一斗餘神祖府の御城にいませし時、このあたりに鷹狩をなし玉ひしが、しばし休ひ玉はんとて、此寺に立よらせ給ふ其時寺の内に植置たりし山柵の實を參らせしに、御心にかなひ、いかなる山柵ぞと問せ玉ふに



より、こは昔九英と申たる僧此寺の開山なりけるが、入唐せし時西湖より山柝の實をもて來りその實をうるたりし由を寺僧のいらへ奉りしかば、今より後この山柝を參らせよとの御誼ありしにより今にいたりて猶公に奉るなり、猶末に記す由比驛なる郷右衛門が事をいへる條を見合すべし

### 【蜂谷八幡】

蜂ヶ谷村なる八幡社の神主に、七郎太夫といふあり、彼が家に葵の御紋

附たる目貫縁頭鏝葵御紋太刀一振、鎗の銚二矢の根四本を藏せり、又彼が家に酒井左衛門尉よりあ

たふる古文書を藏せり、其文左の如し

猶以正田助右衛門可申候以上

蜂谷八幡領如前々八石並爲屋敷山共に無相違之寄進候、彌無油斷祈念専用候仍爲後日如件

代 酒井左衛門尉

天正十五年霜月吉日

養正

蜂谷八幡禰宜七郎太夫

かゝる古文書はもてれど 屋敷はた地面ともに今は所持せざる由也

### 【瀬名の源右衛門】

瀬名村といふ村の蒼生に、源右衛門と申者あり、神祖御鷹狩

にならせ玉ふ時、幾度も彼が家に立寄せ玉ふとぞ、しかるにそのかみの家あるじも、源右衛

門といひけるが、神祖おほん心やすくやおぼし召されけむ、かの源右衛門なる者痴をやみて、ふぐりの大なるまゝに、ありくさまのいとおかしげなりしかば、あるとき神祖の仰せに、汝このあたりを這ありくべし、さあらばそのはひたる所の地を汝にとらすべしとのたまひけるが、仰のまゝに這めぐりけるに、大ふぐりの下りたるを興し玉ひ、神祖も彼が後につゞき玉ふてありかせ玉ひしに、凡八丁ばかりも這ありきけるが、今は這ふこと叶はずと申あげたりしかば、いと興じ玉ひ、さらばその所を汝にとらすべしとて、彼が屋敷また後の山を悉く彼に賜ひし由、後何條事の有しか今は屋敷地の税をば地頭へ出すと也、されど猶山年貢は出さずといふ、はたこの這たる所を賜ひし時、是を末の世のしるしにせよとて、御鎗一筋、鞘に御矢三筋を賜ふ由にて今に藏せり、但し御矢今は根斗存する由也、又いつの比にか神祖彼が家にならせ玉ふとき、梨子を參らせけるに、いたくめでさせ玉ひ、水梨子との仰ありしとぞ、それよりして此處の字をみつなしとよぶ由也、又彼が家にならせ玉ふ頃、御道のほとりに乞食の熟梅をくひ居たりしを御覽ぜられ、彼は何者ぞと尋ね玉ひしに、非人なる由を申上ければ、御唾をはき玉ひ腹立せ玉ふ御けしきにて、今より後この地へ非人の立入るまじき由を嚴に仰付玉ひし由にて、今猶此處へ非人のいる事なき由を今の源右衛門なる者のかたれる也、但しかれが家にも家記やうのもの、傳らず、たゞに口傳へのみなり

## 【山切の市右衛門】

山切村といふ村の蒼生に、市右衛門と申者あり、彼が家は昔

京都將軍義晴公の時、享祿年中より始祖の市右衛門なる者石切といふ職をなしける、然るに神祖いとけなくましくける御時よりして彼をあはれと思し召れ、遂に召いて石工をなさしめけるが、後この國の中石切大工奉行役といふ役を仰付玉ひ、彼が屋敷諸役免除の御朱印の狀をあまた賜ひ、はたおほん鎗なども下し賜ふ、後永祿十一年の正月廿八日に、始祖の市右衛門が石切棟梁の役を彼が子の市右衛門に仰付玉ひし由の奉紙を賜ひしとぞ、かの子の市右衛門は天正十八年に生る、由家記に見えたり正行按するに、天正十一年に生る、さいふ誤なるべし、曆を以考ふるに田家の守護たりしころなれば、かくあらば永祿十八年は彼が子生ざるの時なり、又永祿十一年は此國武あるべくもあらざる也故にかく傳への誤れるなるべし又いつのころか神祖彼が家にならせ玉ひて、彼が家の庭を作らせ玉ひし由にて、其庭今猶存せり、はた其時植玉ひしといふ蘇鐵の、今に繁茂する由也、又ある時庵原の郷の内千石の地を下し賜ふべきの仰ありしが、辞し奉りたる由言傳ふといへり

## 【江尻の本陣】

江尻の驛の本陣と稱して、與右衛門と申者あり、彼が庭にいと大なる松あり、此松昔神祖清水へならせ玉ひし時、巴川といふ川の川際に、御手つから五もとの松を植玉ひしその中の一木なりけるが、今に残れる由あるじの與右衛門なる者のいへり正行按此松恐らくは神祖の仰によりて巴川の岸に植玉ひたる列樹なるべし、御手植さいふはいかがあらんか又いつの頃にか頼房卿の御子なりける頼重殿、

吾妻へ下られしに、此家にやどり玉ひ、爰より江府へ御使を參らせられ、その御使の歸り來るを待つけらるゝに、いとつれづれにおはしけるまゝに、神祖の御手植と稱する松のもとに、二ツの石を居すまられしとて今に存せり

## 【由比の本陣】

由比驛の本陣と稱して、郷右衛門と申者あり、前條に記す東山寺村の林香寺といふ寺へ神祖ならせ玉ひし時、かの郷右衛門が始祖あないし參らせしが、折しも炎熱の頃なりしかば、水を參らせよとの仰ありしにより、いとひやかなる水に山榊の實を浮べて參らせしが、いたく御心に叶ひ、今より後この山榊を毎年參らせよ、はた郷右衛門その事ねもごろに沙汰すべしとの仰ありしにより、今も毎年此山榊を林香寺より公に奉る時、この郷右衛門何くれととりあつかふ由也、但かの山榊の實今は林香寺よりたゞに公へ奉るにはあらず、府の御代官によりて奉るなり、又神祖府城に在せし時、慶長六年の睦月御黒書院へ郷右衛門を召いて、傳馬の御朱印を賜ひしよりこの方、今にいたりて庄屋問屋の役を勤る由郷右衛門が家になふ、然れども慶長六年の頃は、前條にもいへる如く神祖いまだ府城にいまさざればいぶかしきことなり、恐らくは誤なるべし

## 富士郡

## 【長貫の長兵衛】

長貫村といふ村の蒼生に、長兵衛といへる者の家に、天正十七年十二月十三日に賜ふ、御朱印の令狀をもてり、この令狀有渡郡石田村の所に記す福德の御朱印と稱するものと同じ、かゝる令狀の寫、駿府市尹の文庫に十三通ありて、長貫村の令狀なし、おもふに失亡せしなるべし、この村にもてる御朱印の令狀則左に記す

定

一、御年貢納取事納證文明鏡上少も於無沙汰者可爲曲事然者地頭遠路に令居住者五里中年貢可相届但地頭其知行に在之者於其所可納之事

一、陣夫は二百俵に一疋一人宛可出之荷積は下方升可爲五斗目扶持米六合馬大豆一升地頭可出之於無馬歩夫二人可出也夫免は以請負一札之内一反に一斗引に可相勤事

一、百姓屋敷分は百貫文に三貫文以中田被下事

一、地頭百姓等雇年中に十日並代官雇三日爲家別可出之扶持米右同前事

一、四分一は百貫文ニ二人可出事

一、請負御納所大風大水大旱年は上中下共に以春法可相定可爲生粃之勘定事

一、竹籾有之者年中公方へ五十本地頭へ五十本可出之事

右七ヶ條所被定置也若地頭及難澁は以目安可令言上者也仍如件

天正十七己巳年十二月十三日

寺田右京亮判 奉之

長貫の年寄 佐野善兵衛殿

## 【人穴の赤地】

人穴村といふ所の蒼生に、赤地善左衛門といへる者あり、彼が家に神祖より賜ふ御朱印、又富士山の繪かきたる扇を藏せる由、然る故は、天正十年の七月廿四日の夜、御夫丸衆の御泊りありたるに、郡内より夜討によせたりけるを、先祖の善左衛門なる者見あらはし、則御夫丸衆へ言葉を合せ、御味方仕たるによりて賜ふ所也といへり、則御朱印の狀左に記せり

駿州富士郡人穴宿中之事

右田畠共に爲不入之旨守無旨可致居住者也仍如件

天正十一年未七月十三日

本多彌八郎 奉之

人穴年寄へ

## 【厚原の植松】

厚原村といふ所に植松喜内といふ者あり、彼が家にも天正十七年にあ

たへ玉ふ令狀をもてり、則前條長貫村の長兵衛が藏する令狀と小異はあれども大よそ同じきもの也、こも又長兵衛が條にいへる如く、駿府市尹の文庫にある令狀の寫にもれたるもの也、令狀の文左に記せり

御朱印 定

- 一、御年貢納所之儀請納證文明鏡之上少も於無沙汰者可爲曲事然は地頭遠路令居住は五里中年貢可相届但地頭知行所在之者於其所可納之事
  - 一、陣夫は二百俵に一疋一人可出之荷積は下方升可爲五斗目扶持米六合馬大豆一升宛地頭可出之於無馬者歩夫二人可出也、夫免は以請負一札之内一反に一斗宛引之可相勤事
  - 一、百姓屋敷分は百貫文に三貫文中田被下之事
  - 一、地頭百姓等雇中十日並代官請負三日宛爲家別可出之扶持米右同前事
  - 一、四分一は百貫文に二人可出之事
  - 一、請負御納所大風大水大旱年は上中下共以春法可相定但可爲生粃之勘定事
  - 一、竹藪有之者年中に公方へ五十本並地頭へ五十本可出之事
- 右七ヶ條被定置也若地頭及難澁は以目安可申上者也仍如件

天正十七年十二月廿八日

天野三郎兵衛 在判

厚 原

猶此外に御朱印の狀二通を藏せり、則

下方厚原並久爾郷事

- 一、年來畠屋敷向後雖成田地二ヶ年の分は畠年貢從翌年は可爲田地年貢事
- 一、新開作之田畠開發次第二ヶ年の間年貢令赦免至其上は以奉行人令檢見隨開發の分量可還納所事

一、當地新宿出來次第是又二ヶ年諸役免許事

右條々不可有相違之狀如件

御朱印

天正十五年二月廿日

百姓 廿二人 中

森 制 厚 原

一、軍勢甲乙人等亂妨狼籍事

一、放火事

一、對地下人百姓非分之儀申懸事

右條々若於違犯之輩者忽可被處罪科者也

天正十七年十二月日 御朱印

54  
386

## 【善徳寺】

長俊が書る駿河國志に、吉原驛の西三丁斗り北へ入、善徳寺村あり、その村に善徳寺といふ寺ある由を記す、又此寺に古へ神祖駿府に在せし時、御旅行の御殿ありとぞ、善徳寺今は東泉寺とて、六所淺間の別當職にて、眞言宗なる由をいへり、又元和三年久能より日光山へ御宮うつしの道の記を引て、神祖の御なきがら此寺に泊り玉ひし事をも記せり、なほその事實をさぐるべかりしに、さる暇のなかりしかば、しばらく國志の説のみを記し置侍りぬ

公ごこのいごまに、斯は書しるすものから、筆の拙はいふもさら也、御遺蹟のこの國に多かる、秋の木の葉にもまさりぬべきを、中くなる事をおもひくはだて、いとしくいたくなむ侍りしに、かしこくも君が召に逢て、いぬる文月の七日朝まだきに、駿河の國府をこそは立出にけれ、かゝれば、こゝに筆をこゝめ侍りぬ、なをも此事のこゝのふらぬを歎きおもへど、猶かの國になくものしくて、その事のならざらむ、□いごつつましき事になあるべきを、かかるによりてその事の調ひあへぬは、見ん人のゆるすかたもあるべくなご、おもひる侍るにも、いご、御惠のかし

こさをなんあふぎ侍るならし

ふる郷に誘ふ時雨をかこごとにて

ひろふこの葉のかすもつくさす

### 名遠里楚之記の著者加藤正行につきて

足立 鋏 太郎

橋本博君の企てられた東海文庫刊行の第一に名遠里楚之記の出たことは、同書を発見した私にさりて名状すべからざる感激と愉快である。そはいふまでもなく著者が此書の爲に貶降されたのであるまいかといふ當時の状態より推して、八十餘年の今日に、其人の忠誠眞摯が一般から認められるやうになつた喜悅の發露である。一方此書を手にせられた各位も亦同様に感ぜられて、著者の事跡を今少し明かにしたいといふ希望を申込まれる方が段々あるので、橋本君は遂に讀者一般へ其の資料を募られた。

私は近頃偶然の動機で此の御需の一部分に應ずべき資料を得たから、前條の因縁より先づ之を述べることになつた。併し考へて見れば、斯様なことは解題を書く前に既に用意すべきであつたのを、今更に喋々するのは、いはゞ私の過去に於ける粗漏の告白でもあるが、是は寛洪な讀者の御容赦を請うて置く。私は最近に安政武鑑を得て其の三卷の九枚表から、加藤伯耆守正行が御留守居年寄衆五千石高に列し、且つ其肩に父伯耆守千七百石とあるを發見した。次に寛政重修諸家譜五輯より、加藤正修——靱負——伯耆守——從五位下——子猶之進とあるを發見して、こゝに解決の緒を得たから、是より根氣よく徳川實紀卷十五及び續徳川實紀一二三四卷計六千五百頁を繰つて、遂に其の結末に達したのである。但其の間に朝野舊聞哀稿出版、徳川慶喜公傳大日本人名辭書及び前より持合せた天保武鑑なども参照した。



寛政譜の加藤は五十二家、何れも藤原利仁の流で、卷七百七十三から卷七百八十五まで實に十三卷に亘つて記載されてあるが、我々が尋ねる當の加藤家は、卷七百八十一なる勘右衛門某より出で、居る。勘右衛門は清康の時より徳川家に仕へ、天文二十一年二二五月二十三日三河の戦に一番鎗を合せ敵の矢に中りて死したのを、其子惣左衛門正次が直に父の敵を突き伏せた。此の正次は家康に仕へて信康の傳となり、天正六年二二年七十で死んだが、第三代の正次勘右衛門も家康に仕へて永祿六年二二一向門徒峰起の時より功を立て、元龜元年三〇の姉川役には朝倉の兵二騎我軍に混じて家康に近づくを討つて之を殺し、それより長篠長久手小田原關ヶ原等の軍に従つて皆功あり、後秀忠に仕へて上總に於て千石を食み、慶長十四年二二六九七十七で死んだ。正次の傳は大日本人名辭書を参照す衛門は秀忠家光に仕へ、常陸にて二百石を加増せられ、五代正元同は家綱に仕へ、延寶八年三三御先鐵砲頭にて布衣に列し、次ぎて綱吉に仕へ、天和二年四二上野下野にて五百石を加増せられ、計千七百石となつた。六代正顯・七代正泰は何れも勘右衛門を稱し、正泰の子正直は夙に吉宗に仕へ、寛保三年二四西城小納戸にて布衣に列したけれども、不幸にして父に先だうて死んだから、八代正臣は弟を以て兄の嗣となり、寶曆二年二四九月遺跡を受けて初めて靱負と稱したが、十月廿四日三十一歳にして逝き、九代正賢主も亦明和四年二四七三十二歳で歿して子無がなかつた。是に於て死に臨んで駒井能登守壽正の三男正修を養ひ同年十一月四日遺跡を繼がしめた。是即ち十代の主で時に年僅かに十六、實紀同日の部に「寄合土屋淡路守友直が子主馬敬直菅沼兵庫定賢が子左京定寛をはじめ父死して家つぐ者十八人」とある其の一人はこれである。

正修は靱負と稱し、加藤喜左衛門正修といふ安永二年三四書院番に列し、寛政元年二四使番となり、四月十八日吹上庭に於て乗馬を台覽に供して饗を賜り、十二月十六日布衣に列した。時に年三十八。同四年二四二月十五日書院番進藤三左衛門正麗と共に、松平義次郎維房幼稚たるにより、其所領長門萩に赴きて國政を監し、五年二四三月朔日奈良奉行に進み、四月廿八日從五位下伯耆守に叙任した。然るに實紀享和元年二四八月三日の條に、奈良奉行加藤伯耆守正修子猶猶とするは之進等、父死して家繼ぐ者十人あるを記すを見れば、正修恐らくは今年六月上旬頃に於て逝いたであらう、壽五十。元來寛政譜は寛政十一年二四の諸家録進に基くを以て、正修卒去の事を載せず。さうして後妻井上伊織正休の女の腹に猶之進あるを示すけれども、未だ其の實名なきより推せば、恐らくは十歳位の小兒であらう。以下十歳と推定す

然るに實紀文政十一年二四正月十一日の條に、中興番加藤勘右衛門の使番となり、同年十二月十五日に使番加藤靱負の布衣に列せられ、天保七年二四九月四日使番加藤靱負の牧野靱負・鳥居耀藏(忠耀)と共に目付となり、同九年二四九月廿四日目付加藤靱負の駿府町奉行となるを録す。猶之進より勘右衛門となり靱負となるさへあるに、一方中興番後に正行の嫡孫孫太郎もより使番・目付・駿府町奉行と進む順序の立つたのは同一人たるを示すものであつて、もはや我等が求むる主人公正行は、伯耆守正修の子即ち寛政譜の猶之進であることを疑はれない。即ち齡凡を三十九にして使番となり、布衣に列し、四十七にして目付となり、四十九にして駿府町奉行となつたので、是が正しく十一代の主人である。

時は幕府の手によつて續藩翰譜文化三年寛政重修諸家系譜二四七二が既に成り、今や林述齋衛が總裁の下

549  
386

に徳川實紀文化六年(二四六九) 嘉永二年(二五〇九)五百十六卷・朝野舊文哀稿一千九十三卷文政二年(二四七八) 天保十二(二五〇一)の編纂中であつたから、此の前後に駿府に赴任する者は、阿部正信駿國雜志著者でも加藤正行でも、皆述齋から其の所要の材料集輯を託せられた。併し實際をいふと、名遠里楚之記の如き東照公を中心とするものは、其傳の集大成たる哀稿の將に脱稿せんとする天保十一年二五〇十一月の著手は既に遅かつた感はある。彼の誠意に出た久能山の條などの細密に過ぎたのが可憐累をなし、天保十三年二五二七月召還されて小普請の支配に入れられたのは實に氣毒千萬さいはざるを得ない。

けれども天は決して忠誠の人を棄てない。當時寺社奉行で久能山へ来たのは後の名老中の阿部伊勢守正弘であつた。正行の去つた後へ駿府の目付として遣はされたのは、朝野舊聞裏稿編者の筆頭で、天保二年二四九まだ部屋住の中から學問技藝で特賞を受け、後に駿府町奉行で名を轟かした戸田勘十郎氏榮であるから、其の追報告が正行に不利なる譯はあるまい。況んや時の小普請奉行に一代の才人にしてしかも至誠公平な川路左衛門尉聖謨があるに於てをや。果然彼は同年十一月三十日一橋邸の家司となり、役料二千俵千俵は幕府よりを受くることとなり、十二月十五日從五位下に任ぜられ伯耆守と改むるに至つた。實紀に千俵は一橋より受くることなり、十二月十五日從五位下に任ぜられ伯耆守と改むるに至つた。小普請組支配と明記してあるのは小普請支配でない證據だ、一字忽にすべからず當時の一橋は從三位中將刑部卿慶壽を主とし、家司としては正行の先輩に佐野日向守政行千九が居た。天保武鑑卷四 老實な正行は今や實に適所に置かれたのである。時に年五十三推定。

然るに弘化四年二五五五月七日慶壽薨じて、七月朔日尾張大納言齊莊家齊の子の昌丸が一橋を相續した。正行は

此時上席の家司として、同役曲洲甲斐守景山と共に將軍家慶より懇命を受けたが、八月二十日昌丸亦失せたり、このに同家は徳川齊昭の子七郎慶即ち後の慶喜が相續することになつた。此の経緯につきては慶喜公傳卷一に悉しく見えて居る。さうして九月三日昌丸を葬るに共に、それにつけられた家臣は皆七郎慶に屬せしめられた。併し新主はまだ水戸の本邸にあつたから、近習には一橋家より来た者さ水戸表から随つた者さ混じて勤仕したさある。かくて正行は前後十三年間家司職を繼續した。安政二年五月より十二月までの實紀原本は闕けて居る安政武鑑卷三九丁に據れば、正行は安政二年二五五卯八月一橋付より留守居年寄衆に轉じ、鐵砲玉藥用掛となり、五千石高に列して居る。實紀全三年一六二十二月七日の條には、彼が承祖の嫡孫孫太郎が中奥小姓に役付けられたことが見える。安政武鑑 三亦然り時々當時六十六推定の彼は實に頼るべき子を失つて居たのである。然るに今や内外多時の幕末政府は、全五年二五五一八六月二日「御人少に付御用仰付けらる」の特命を下し、ついで八月七日には「御養君様被仰出候御用相勤候に付時服四を下」して居る。即ち彼は多用な間に、十四代將軍家茂を迎へるにつきて更に相當な役目を勤めたのである。是より正行は勤務により數度賞を受け、又家慶・家定夫人の法會に參し、一方漸く奥向の用務に係り、文久二年二五二遂に和宮御降嫁の御用を務め、時服五を賞せられた。其他細事は略すこれを一大段落として、彼が七十三と推定さるる文久三年二五三正月廿七日の條に、實紀は左の記事を留めて居る。

御留守居

加藤伯耆守

549  
386

實子總領

中奥御小姓

同 下總守

右老衰に付、願之通御役御免隠居被仰付、家督無相違下總守え被下之。

時服四

同 人

老年迄無懈怠相勤候に付被下之。

承祖嫡孫は相續例によつて實子總領とされて居る。それが祖父の蔭にて、十二代の主人となる前に既に叙爵して居る。さうして正行は老年まで怠懈無く相勤むさいふ勤記と名譽ある時服を受けて、ここに立派に公生涯をさぢめた。彼が今後の事はもはや公の記録から索出されぬであらう。想ふに間もなく此世を辭したであるまいか。さうして彼が仕へた徳川氏も四年後に於て曾つて幼主として仰いだ慶喜の手によつて政權を奉還せればならぬ破目になり、彼が推挽者の一人であつたさ考へられる川路聖謨の如きは、憤慨の餘自殺して果てた。況んや彼が目付時代の競争者であつた鳥居忠耀の如きは、よしや一旦花々しく權威を振つたさはいへ、これも夙に失脚して居た。然るに終を全うしたさ見られる正行は、今や偶然の機會に其の至誠の發露たる名遠里楚之記を公刊されて、百年の後克く人をして其の恪勤を偲ばしめる。嗚呼書は眞に其人さいふべしである。

昭和三年  
四月八日

(附) 元治元年二五五月廿七日加藤下總守は幾人かの同僚と共に職務を免ぜられ、勤仕並密合に入つた。

れ以後に消息は知られぬ。

又幕末の駿府町奉行に加藤壹岐守則著がある。これは正行とは全く別系で、僅かに二百石であるけれども、傑物であつたが、安政六年十月廿八日普請奉行から轉じて慶應二年まで八ヶ年も勤め、維新後は静岡に來て果てた。其子則有は縣吏から富士郡書記を勤めた。太田資行の名遠里楚之記を手に入れたのは、或は此人などからではなからうか。(但時代は隔りがあるやうだ。)又此家に幕府日記抄二通所藏して居たが今は持主と共にどうなつたか一切消息がわからぬ。

549  
386

549-386

昭和三年九月廿八日印刷  
昭和三年拾月拾日發行

東海文庫  
名遠理會之記 下卷

定價 金五十錢

(第五回配本)

著者作權所有



編纂者 靜岡市吳服町四丁目十一番地  
靜岡郷土研究會

印刷者 日比野活版所  
代表者 日比野仁作

發行所 靜岡市吳服町四丁目十一番地  
靜岡郷土研究會

549

386

1888

10

549

386

